

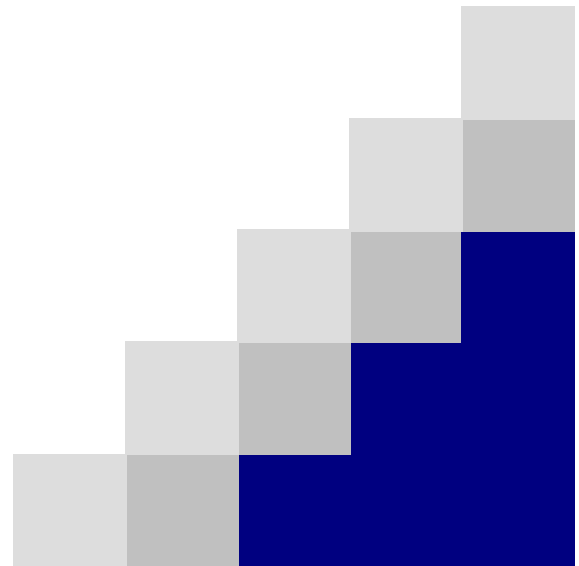
第3次茅ヶ崎市行政改革大綱 実施計画

(平成21年度版)

平成20年度(2008年度)～平成24年度(2012年度)

～多様な主体との協働による

質の高い行政経営の実現をめざして～



平成21年(2009年)8月

茅ヶ崎市

目 次

1	これまでの行政改革	1
2	財政状況の推移	4
3	新たな行政改革	6
4	実施事項	
	実施事項総括表	8
	表の見方	12
(1)	よりよい行政サービスの提供	13
(2)	積極的な情報提供と説明責任の遂行	22
(3)	民間活力の活用	30
(4)	協働の推進	36
(5)	事務事業の効率化と重点化	46
(6)	行政経営システムの整備	55
(7)	経営視点に立った財政運営	64
(8)	行政評価システムの充実	97
	(付属資料) パブリックコメントの実施結果	98

1 これまでの行政改革

第1次行政改革

(平成8年度～平成14年度)

■本市は、行政改革の指針として平成7年に行政改革大綱を策定しました。

この大綱は、「Simple（簡素）」「Speedy（迅速）」「Straight（率直・公正）」をモットーに、「市民参加制度の確立」、「行政組織・機構の見直し」、「事務事業の見直し」、「定員管理の適正化」を4つの重点事項として掲げ、「市民と行政の新しいパートナーシップによるスリムな自治体運営」をめざしてきました。

■具体的には、平成8年度から平成10年度までを集中実施期間と定めて取り組みましたが、その後も平成14年度まで大綱の主旨に沿って改革を推進し、一定の成果を得てきました。

■第1次行政改革の成果

重点事項	項目数	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
1 市民参加制度の確立	13 件	-	-	-	-
2 行政組織・機構の見直し	11 件	-	40 万円	50 万円	-
3 事務事業の見直し	142 件	3 億 980 万円	6 億 450 万円	12 億 465 万円	4 億 7,648 万円
4 定員管理の適正化	7 件	7,090 万円	1 億 4,100 万円	3 億 540 万円	1 億 2,780 万円
職員の減員（対前年比）		▲ 7 人	▲ 5 人	▲ 20 人	▲ 22 人
計	173 件	3 億 8,070 万円	7 億 4,590 万円	15 億 1,055 万円	6 億 428 万円

平成12年度	平成13年度	平成14年度	節減額合計
-	-	-	-
-	-	-	90 万円
3 億 1,768 万円	2 億 3,091 万円	6 億 1,987 万円	37 億 6,389 万円
9,171 万円	9,634 万円	1 億 1,750 万円	9 億 5,065 万円
▲ 16 人	▲ 21 人	▲ 13 人	▲ 104 人
4 億 939 万円	3 億 2,725 万円	7 億 3,737 万円	47 億 1,544 万円

※平成11年度から平成14年度までの各年度の節減額は、それぞれの年度における実施項目により節減効果があるものの集計です。ただし、平成9年度の節減額は、平成8年度の実施項目のうち継続して節減効果があるものを、平成10年度の節減額は、平成8年度・平成9年度の実施項目のうち継続して節減効果があるものを含みます。

第2次行政改革

(平成15年度～平成19年度)

■財政状況が一段と厳しくなる状況において、従来の改革の発想にとどまらず、「改革に取り組む3つの視点」、「改革を進める8つの重点事項」を定め、市民、団体、法人等と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を理解した上で対等の立場で、共通の課題に互いに協力しあって取り組むため、「市民と行政が協働するスリムな行政経営」を目標に平成15年に第2次行政改革大綱を策定しました。

◆改革に取り組む3つの視点

- 1 「行政主導のサービス」から「市民志向のサービス」へ
- 2 「前例踏襲的な事務執行」から「評価重視の事務執行」へ
- 3 「管理する行政」から「市民と役割分担する行政」へ

◆改革を進める8つの重点事項

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 情報公開の徹底 | 5 電子市役所の構築 |
| 2 市民ニーズの把握 | 6 民間活力の導入と行政の効率化 |
| 3 説明責任の遂行 | 7 職員の意識改革と人材育成 |
| 4 行政評価制度の導入 | 8 財政運営の健全化 |

■第2次行政改革の成果

平成15年度から平成19年度を改革の実施期間とし、第2次行政改革大綱で定めた重点事項の実現に向けた実施計画を毎年度策定し、改革に取り組みました。その結果、121の実施項目で平成19年度までの実績効果額は41億8,794万円となりました。

■各年度の効果額

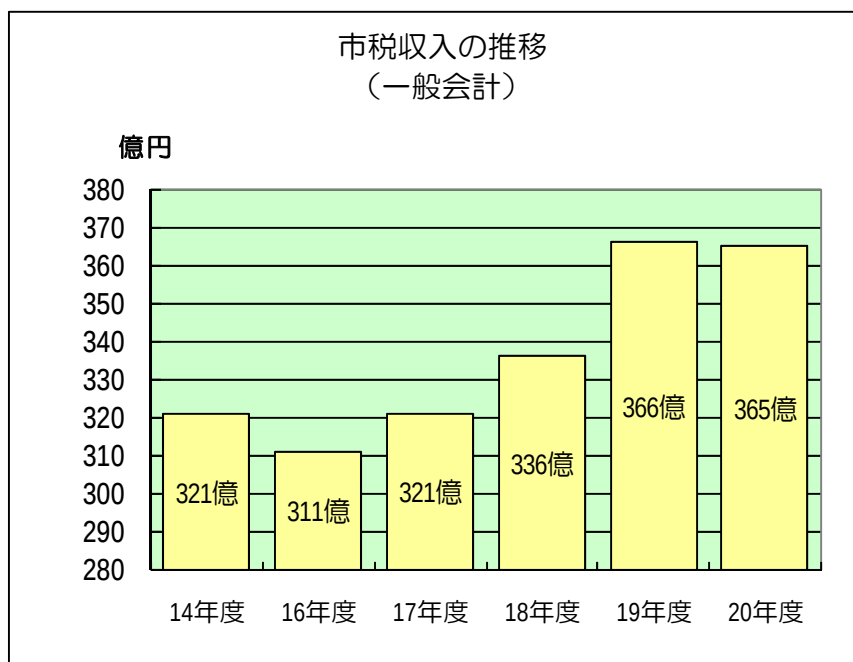
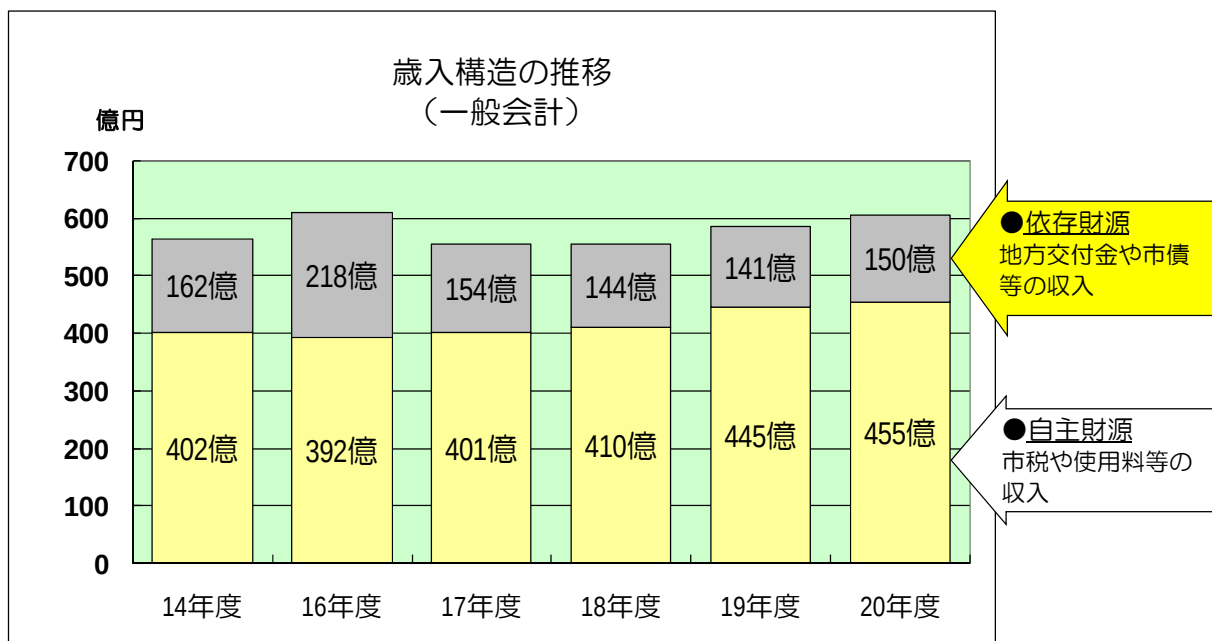
重点事項	項目数	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額
1 情報公開の徹底	3 件						
2 市民ニーズの把握	1 件						
3 説明責任の遂行	1 件					▲450 万円	0
4 行政評価制度の導入	1 件						
5 電子市役所の構築	3 件						
6 民間活力の導入と行政の効率化	65 件	1,137 万円	1,290 万円	2,665 万円	4,449 万円	2 億 8,216 万円	2 億 4,425 万円
7 職員の意識改革と人材育成	3 件				649 万円		
8 財政運営の健全化	44 件	5,090 万円	3,413 万円	1 億 1,652 万円	2 億 6,609 万円	7 億 6,757 万円	8 億 7,583 万円
計	121 件	6,227 万円	4,703 万円	1 億 4,317 万円	3 億 1,707 万円	10 億 4,523 万円	11 億 2,008 万円

平成18年度		平成19年度		効果額合計	
推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額
300 万円	0	300 万円	0	150 万円	0
4 億 1,264 万円	2 億 6,222 万円	4 億 9,041 万円	3 億 7,007 万円	12 億 2,323 万円	9 億 3,393 万円
					649 万円
10 億 6,503 万円	11 億 1,333 万円	13 億 7,807 万円	9 億 5,814 万円	33 億 7,809 万円	32 億 4,752 万円
14 億 8,067 万円	13 億 7,555 万円	18 億 7,148 万円	13 億 2,821 万円	46 億 282 万円	41 億 8,794 万円

2 財政状況の推移

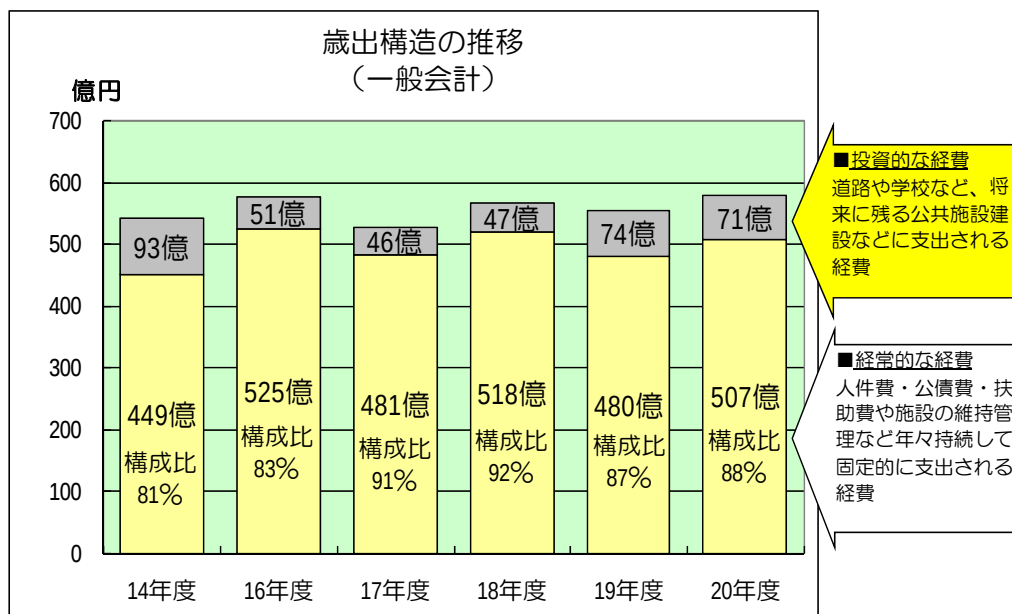
■ 歳入構造

本市の財政運営の根幹をなす市税収入のうち個人住民税は約1.4億円の増収となりましたが、急激な経済状況の悪化の影響により、法人市民税は約6.5億円の減収となりました。また、普通交付税は引き続き不交付であるとともに、自動車取得税交付金が約1.4千万円の減収、地方特別交付税が約0.3億円の減収となるなど、歳入は依然厳しい状況にあります。



■ 歳出構造

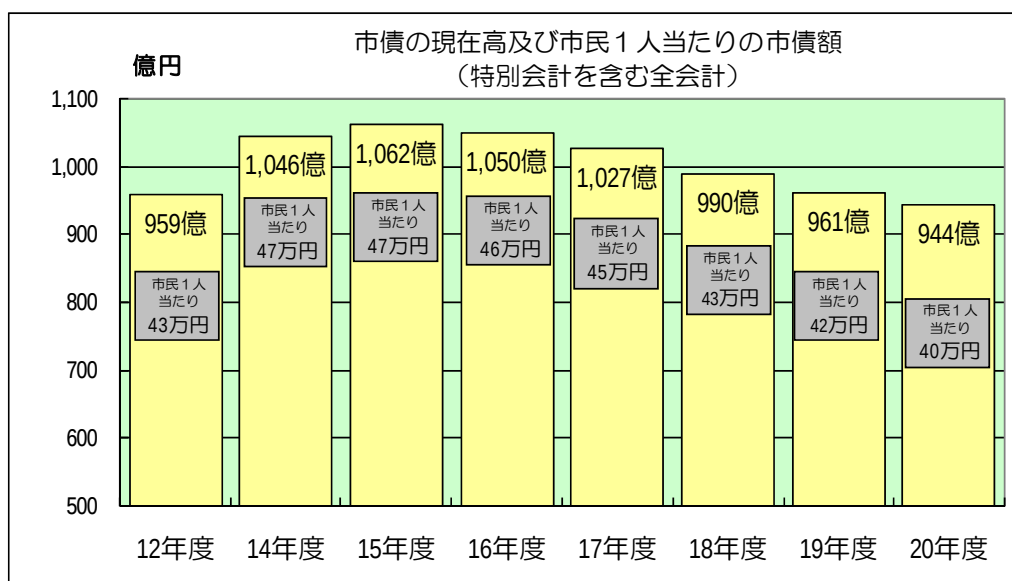
歳出面においては、生活保護費や児童手当、児童扶養手当などの扶助費の増、団塊の世代の退職による退職手当の増など経常的な経費は年々増加しており、投資的な経費に充てる一般財源の厳しい状況は、ここ数年変わっておりません。



■ 市債

本市の市債現在高は、15年度の1,062億円をピークに年々減少しています。20年度の市債現在高は、15年度と比較すると11.1%、118億円の減少となっています。

20年度の市民1人当たりの市債現在高は約40万円となり、15年度の約47万円と比較すると約15%の減となっています。



3 新たな行政改革

■ 第3次行政改革大綱の概要

■ 目標

多様な主体との協働による質の高い行政経営

■ 改革に取り組む3つの視点

- 1 市民サービスの質の向上 2 多様な主体との連携 3 限りある行政資源の最大限の活用

■ 改革を進める8つの重点事項

1 よりよい行政サービスの提供

市民ニーズの迅速かつ的確な把握に努め、市民が真に求める行政サービスを提供します。

【具体的な方向性】

- ・市民ニーズの把握
- ・近隣市町との連携による行政サービスの提供
- ・総合窓口の検討
- ・ITの活用による行政サービスの提供

5 事務事業の効率化と重点化

人件費を含め、徹底的な経費の削減や事務事業の効率化に努めるとともに、中長期的な視点を持った事業選択を行います。

【具体的な方向性】

- ・事務事業の見直し ・経費の削減 ・業務の優先順位の明確化
- ・人件費（給料・職員手当等）の抑制
- ・外郭団体のあり方の見直し

2 積極的な情報提供と説明責任の遂行

市民が容易に市政情報を収集できるよう、行政から積極的に情報の提供を行うとともに、説明責任を果たします。

【具体的な方向性】

- ・わかりやすい財政状況の積極的な公表
- ・インターネットによる情報提供の充実 ・事務事業の結果の公表
- ・意思決定や計画の説明の充実 ・市民参加の推進

6 行政経営システムの整備

職員の人材育成や意識改革、定員管理の適正化、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織機構の見直し等により、行政内部の体制の整備を行います。

【具体的な方向性】

- ・人事評価の推進 ・職員研修の充実 ・優れた人材の確保
- ・定員管理の適正化 ・組織機構の見直し
- ・ITの活用による内部事務の改善 ・監査機能の強化

3 民間活力の活用

民間が効率的・効果的に実施できることは民間に委ねるという基本原則のもと、様々な実施手法を用いて、民間活力を活用します。

【具体的な方向性】

- ・民間委託等の推進 ・PFI手法の活用
- ・指定管理者制度の活用
- ・公共サービス改革法（市場化テスト法）の導入の可能性の検討

7 経営視点に立った財政運営

将来的に厳しい財政状況が予想されることを踏まえ、歳入の確保に向けた取組を進めるとともに、計画的な財政運営を行います。

【具体的な方向性】

- ・公会計改革による取組の推進 ・歳入の確保
- ・公共施設マネジメントの推進 ・受益者負担の見直し
- ・市立病院の健全経営

4 協働の推進

行政が担うべき範囲の見直しを行い、多様な主体と行政が役割分担し合う仕組みづくりを行います。

【具体的な方向性】

- ・協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の推進
- ・地域コミュニティとの協働
- ・公共サービスの供給主体の多様化に対するシステムの構築

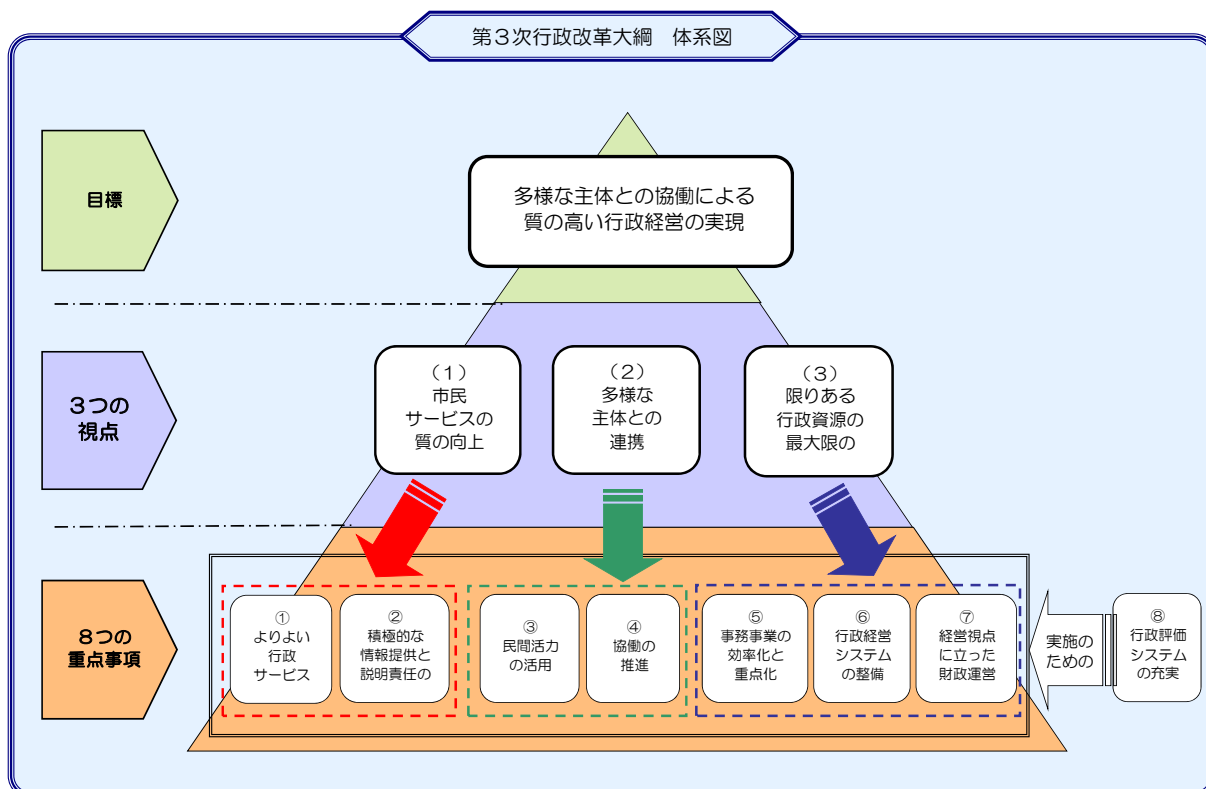
8 行政評価システムの充実

第3次行政改革大綱を推進するための手段として行政評価システムの充実を図ります。

【具体的な方向性】

- ・業務棚卸しの推進 ・施策評価、政策評価の導入
- ・外部評価制度の導入 ・市民満足度調査の実施

■ 改革の体系



■ 改革の計画期間

平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5ヶ年

■ 改革の実現に向けた実施計画

- 第3次行政改革大綱で定めた目標の実現をめざして、「改革を進める8つの重点事項」に沿った実施計画を策定します。
- 実施計画については毎年度1回以上、8つの重点事項とそれらに位置付けした具体的な方向性に基づき積極的に検討を加え、新たな実施事項の追加や見直しを行います。

4 実施事項

実施事項については、毎年度8つの重点事項とそれらに位置付けした具体的な方向性に基づき検討を加え、追加や見直しを行います。

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表1

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項			効果額（上段推計、下段実績）					
NO	名称	NO	名称	追加年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
1	よりよい行政サービスの提供	(1)	意見・要望等情報の共有化		-	-	-	-	-	-
		(2)	消費生活相談の広域連携		40 49	45	50	53	55	243 49
		(3)	窓口業務時間の拡大		-	-	-	-	-	-
		(4)	既存の公共施設の有効活用		-	-	-	-	-	-
		(5)	行政手続の電子化の推進		-	-	-	-	-	-
		(6)	茅ヶ崎駐車場利用者の利便性の向上		160 4	160	160	80	80	640 4
		(7)	自転車駐車場利用者の利便性の向上		70 ▲ 150	70	70	30	30	270 ▲ 150
		(8)	湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進	H21追加		-	-	-	-	-
		(9)	安心まごころ収集の実施	H21追加	-	-	-	-	-	-
		小計			270 ▲ 97	275	280	163	165	1,153 ▲ 97
2	積極的な情報提供と説明責任の遂行	(1)	わかりやすい財政状況の積極的な公表		-	-	-	-	-	-
		(2)	効果的な行政情報の提供方法		-	-	-	-	-	-
		(3)	市政情報の公表及び提供の推進		-	-	-	-	-	-
		(4)	市民参加の推進		-	-	-	-	-	-
		(5)	地域教育懇談会の開催		-	-	-	-	-	-
		(6)	市のホームページにおけるCMSの導入	H21追加		-	-	-	-	-
		(7)	市のホームページにおけるFAQの導入	H21追加		-	-	-	-	-
		(8)	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供	H21追加		-	-	-	-	-
		小計			-	-	-	-	-	-
3	民間活力の活用	(1)	民間委託に関する基本方針の策定及び推進体制の整備		-	-	-	-	-	-
		(2)	ペットボトルの中間処理経費の節減		307 2,764	-	-	-	-	307 2,764
		(3)	図書館窓口業務運営形態の検討		-	-	-	-	-	-
		(4)	下水道工事に係る設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の委託		-	-	-	-	-	-
		(5)	PFI手法等による民間活力の活用		-	-	-	-	-	-
		(6)	指定管理者制度の活用		-	-	-	-	-	-
		小計			307 2,764	-	-	-	-	307 2,764

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表2

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項			効果額（上段推計、下段実績）					
NO	名称	NO	名称	追加 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
4	協働の推進	(1)	協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の実施		-	-	-	-	-	-
		(2)	公共サービスの供給主体の多様化による地域力の向上		-	-	-	-	-	-
		(3)	緑の里親制度の推進		830 836	880	910	960	1,000	4,580 836
		(4)	農地所有者による家庭菜園開設の推進		-	-	-	-	-	-
		(5)	違反屋外広告物除却協力員制度の推進		10 ▲ 10	10	10	10	10	50 ▲ 10
		(6)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業による市民ボランティアの育成と協力事業の実施		-	-	-	-	-	-
		(7)	協働の新たな枠組みづくり	H21 追加		-	-	-	-	-
		(8)	地域コミュニティとの協働	H21 追加		-	-	-	-	-
		(9)	民間企業との協働による情報誌等の作成	H21 追加		740	740	740	740	2,960 740
		(10)	協働による景観資源の保全・周知	H21 追加		-	-	-	-	-
		小計			840 1,566	1,630	1,660	1,710	1,750	7,590 1,566
5	事務事業の効率化と重点化	(1)	庁舎維持管理経費の節減		24 ▲ 187	24	24	24	24	120 ▲ 187
		(2)	財政状況を考慮した投資的事業の選択		-	-	-	-	-	-
		(3)	全庁的な時間外勤務の抑制		6,912 ▲ 7,700	6,912	6,912	6,912	6,912	34,560 ▲ 7,700
		(4)	特殊勤務手当の削減		1,894 1,626	2,086	2,480	2,480	2,480	11,420 1,626
		(5)	外郭団体のあり方の見直し		-	-	-	-	-	-
		(6)	入札・契約の適正化の推進	H21 追加		-	-	-	-	-
		(7)	ごみ焼却処理施設の維持管理業務の見直し	H21 追加		1,546	1,546	1,546	1,546	6,184
		(8)	「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組	H21 追加		660	-	306	2,800	3,766
		(9)	ホストコンピュータの契約方法の見直し	H21 追加		4,640	4,640	4,640	4,640	18,560
		小計			8,830 ▲ 6,261	9,022	9,416	9,416	9,416	39,839 ▲ 6,261
6	行政経営システムの整備	(1)	「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の取組		-	-	-	-	-	-
		(2)	職員採用試験のあり方の見直し		-	-	-	-	-	-
		(3)	特別支援教育の充実		-	400	400	400	400	1,600
		(4)	定員管理の適正化		25,200 4,500	28,800	31,500			85,500 4,500
		(5)	庁内分権の推進		-	-	-	-	-	-
		(6)	組織機構の見直し		-	-	-	-	-	-

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表3

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項			効果額（上段推計、下段実績）					
NO	名称	NO	名称	追加年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
6	行政経営システムの整備	(7)	定期監査（学校監査）の見直し		-	-	-	-	-	-
		(8)	職員提案の活性化		-	-	-	-	-	-
		(9)	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供【実施事項2-8再掲】	H21追加	-	-	-	-	-	-
		小計			25,200 4,500	29,200	31,900	400	400	87,100 4,500
7	経営視点に立った財政運営	(1)	新たな財政指標及び連結財務諸表の公表		-	-	-	-	-	-
		(2)	行政サービスのコスト（事業原価）を把握		-	-	-	-	-	-
		(3)	市税の徴収率の向上		3,600 ▲ 734	3,600				7,200 ▲ 734
		(4)	国民健康保険料の徴収率の向上		500 ▲ 10,625	505				1,005 ▲ 10,625
		(5)	介護保険料の徴収率の向上		316 128	313				629 128
		(6)	保育料の徴収率の向上		380 ▲ 88	373				753 ▲ 88
		(7)	し尿処理手数料の徴収率の向上		40 ▲ 8	7				47 ▲ 8
		(8)	市営住宅使用料の徴収率の向上		42 ▲ 148	42				84 ▲ 148
		(9)	下水道使用料の徴収率の向上		290 1,213	280				570 1,213
		(10)	民間広告の掲載による財源確保		1,230 914	1,230	1,230	1,230	1,230	6,150 914
		(11)	全庁的な徴収率向上への取組		-	-	-	-	-	-
		(12)	債権の管理に係る条例の策定		-	-	-	-	-	-
		(13)	活用予定のない市有地の売却・貸付・交換		1,000 2,991	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000 2,991
		(14)	大型ごみとして回収した家具類等の有料提供		-					
		(15)	本市に対する寄附活動の活性化に向けた取組		- 205	-	-	-	-	- 205
		(16)	下水道事業会計の地方公営企業法適用		-	-	-	-	-	-
		(17)	「公共施設整備・再編計画」に基づいた公共施設の適正な整備		-	-	-	-	-	-
		(18)	行政拠点地区再整備の推進		-	-	-	-	-	-
		(19)	海岸の市有地活用による拠点整備		-	-	-	-	-	-
		(20)	「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適正な維持管理の推進		-	-	-	-	-	-
		(21)	使用料等の額及び減額免除の見直し		-	-	-	-	-	-
		(22)	特別会計への繰出金、受益者負担の見直し		5,000 10,131	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000 10,131
		(23)	公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の推進		311 379	21	21	21	21	395 379

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表4

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項			効果額（上段推計、下段実績）					
NO	名称	NO	名称	追加 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
7	経営視点に 立った財政 運営	(24)	放置自転車移動保管料等有料化制 度の導入の検討		-	-	-	-	-	-
		(25)	ごみ減量化の推進方策の検討（ご み処理の有料化等）		-	-	-	-	-	-
		(26)	施設敷地内の駐車場の有料化		-	-	-	-	-	-
		(27)	大型ごみ収集手数料の見直し		470 258	470	470	470	470	2,350 258
		(28)	事業系ごみの一般廃棄物処理手 数料の見直し		4,500 3,192	3,000	3,000	3,000	3,000	16,500 3,192
		(29)	市立病院の健全経営の取組		-	6,379	26,863	25,419		58,661
		(30)	補助金及び負担金の適正化		-	-				
		(31)	土地開発基金の廃止		-	-	-	-	-	-
		(32)	特定目的基金の新設		-	-	-	-	-	-
		(33)	市役所、市民文化会館、総合体育 館の駐車場の有料化	H21 追加		-	-	-	493	493
		小計			17,679 7,603	22,220	37,584	36,140	10,721	124,344 7,603
8	行政評価シ ステムの充 実	(1)	行政評価システムの充実		-	-	-	-	-	-
		小計			-	-	-	-	-	-
		合計			53,126 10,075	62,347	80,840	47,829	22,452	260,333 10,075

※ 推計効果額について

それぞれの実施事項で行政改革の視点において効果があると見込まれる金額のこと。経費の節減額だけでなく、自主財源の確保額等も含めます。具体的な内容は各重点事項の表の推計効果額欄の括弧内に記載します。

表の見方

当該実施事項の名称、担当課、現状・問題点・必要性及び具体的な実施内容といった基礎的な情報を記載しています。

重点事項 7- (10)

当該実施事項の計画期間中（平成20年度～平成24年度）に取り組む重点目標を記載しています。金額による目標設定が困難な実施事項については、計画期間の進捗状況等をわかりやすく示すことができるような数値等の目標を設定しています。定義欄は重点目標に掲げる数値等の定義や算出式等を記載しています。

重点目標の達成のために具体的に取り組む個別の実施項目、目標及び工程表を記載しています。

当該実施事項の推計効果額（金額による効果の把握が可能な実施事項に限る。）及び年度ごとの目標値を記載するとともに、毎年度の実績及び取組に対する評価（評価の考え方については、別表を参照）を記載しています。また、実施状況欄には毎年度ごとの取組内容を記載しています。

実施事項名		民間広告の掲載による財源確保		担当課		総務部秘書広報課、企画部企画調整課・行政管理局、財務部財政課・用地管財課、その他関係課				
現状・問題点・必要性		民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な媒体についての検討を進めています。								
実施内容		「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告掲載についての問題点を整理し、可能なものから積極的に順次実施します。								
重点目標		数値等		単位		定義				
		6,150		万円		平成20年度から平成24年度までの民間広告の掲載による効果額				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	職員採用パンフレットへの広告掲載	効果額45万円	→	→					
	②	広報紙への広告掲載	広告料収入649万円／年	→	→	→	→	→	→	→
		⋮	⋮							
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （広告料の見込額）	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	累計	6,150	
		実績効果額（万円）	914					累計	914	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （新たに実施する民間広告掲載）	2	2	2	2	2	累計	10	
		年度ごとの実績値（件）	3					累計	3	
		取組に対する評価		A					最終評価	
実施状況	20年度	「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成19年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤）懸案事項であった行政財産への広告掲載を目的とした市場価格に準じた広告料金の設定については、行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例等の改正を行い、市庁舎内エレベーター扉の広告募集を開始しました。								
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

別表 第3次行政改革大綱実施計画における評価基準

		定性的評価	
		現状の課題の解決に向けて効果があった	現状の課題の解決に向けて効果があまりなかった
定量的評価	年度ごとの目標を達成した	A	B
	年度ごとの目標を達成できなかった	B	C

1 よりよい行政サービスの提供

重点事項 1－(1)

実施事項名	意見・要望等情報の共有化			担当課	総務部市民相談課				
現状・問題点・必要性	市民からの意見、要望などの内容及びそれに対する回答は、意見などの提出者しか知りえない状況にあります。こうしたニーズなどを庁内で知ることができるようにすること、また、公表することで情報の共有化を図る必要があります。								
実施内容	市民からの意見、要望などの内容及び回答をホームページ、広報紙などで公表するとともに、職員への周知を行います。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	4		回	市民からの意見、要望などの内容及び回答をホームページで公表する回数／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	ホームページで公表		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	広報紙で公表		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③	職員への公表		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回） （ホームページでの公表回数）	4	4	4	4	4	累計	-
		年度ごとの実績値（回）	4					累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	
実施状況	平成20年度		茅ヶ崎市ホームページへの掲載については、第1四半期に12件、第2四半期に9件、第3四半期に7件、第4四半期に9件の掲載を行っています。「後期高齢者医療制度」、「インフルエンザ対策」、「保育園の待機児童」など市民が共通に関心を持っている事項を取り上げました。広報ちがさきについては、「なぜなにあれこれ」というコーナーで、20年6月15日号、8月15日号、10月15日号、21年2月15日号において要望及び回答を掲載しました。庁内イントラネット掲載については、年間456件の市民からの要望を掲載し職員への周知を図りました。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 1－（2）

実施事項名	消費生活相談の広域連携			担当課		総務部市民相談課			
現状・問題点・必要性	近年、流通の高速化、流通経路・販売方法の多様化及び複雑化が進み、その隙間をつく形で様々な消費トラブルが発生する中、消費生活相談の広域化が求められています。								
実施内容	平成17年8月23日に寒川町と締結した協定に基づき、消費生活相談を広域的に行うことにより、消費生活における安全性、利便性の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	7.3		%	協定締結による茅ヶ崎・寒川の相互相談の平成24年度利用率（平成19年度利用率5.8%を基準とする）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	消費生活相談の広域化		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	多重債務相談の広域化		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③	情報交換及び連絡調整		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （寒川町からの負担金の見込額）	40	45	50	53	55	累計	243
		実績効果額（万円）	49					累計	49
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （茅ヶ崎市・寒川町の相互相談利用	6.0	6.4	6.8	7.1	7.3	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	6.1					累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	
実施状況	平成20年度		寒川町との協定に基づき消費生活相談の相互利用を行い、広報紙（毎月15日号）やホームページ（常時）等にて消費生活相談の利用についての周知を図りました。 その結果、茅ヶ崎市及び寒川町での相談件数2,186件のうち相互利用は134件となり目標の利用率を達成することができました。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 1－（3）

実施事項名	窓口業務時間の拡大			担当課	企画部企画調整課・行政管理課				
現状・問題点・必要性	市役所の窓口については、現在、平日の8時30分から17時までが開庁時間となっています。市民の生活様式の変化を踏まえ、これまでに、茅ヶ崎駅前市民窓口センターにおいて、夜間及び休日に住民票の写し等の交付を行うなど窓口業務における市民サービスの向上に努めてきましたが、市役所の休日開庁による利便性の向上が求められています。								
実施内容	段階的に休日開庁を実施し、市役所に来庁できる機会を拡大することで、市民サービスの向上を図ります。 今後は休日開庁の試行を踏まえ、具体的な実施の検討を行います。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成21年度		実施時期	休日開庁等により窓口業務を拡大する。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	試行を踏まえた検討		→ →					
	②	窓口業務時間拡大の実施			→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	
実施状況	平成20年度		平成17年度から試行実施していた繁忙期（3月下旬から4月上旬）の土日開庁については、4年間の試行期間の間に特に大きな問題はなく、利用者への周知も浸透し定着化が進みました。また利用者数やアンケート結果から繁忙期土日開庁の需要は高く、その必要性も高いと認識できます。これらの経緯を踏まえ、繁忙期における土日開庁について、平成21年から完全実施することとしました。また土曜日の通年開庁についても、具体的なスケジュール等の検討を行いました。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 1－（４）

実施事項名		既存の公共施設の有効活用		担当課		企画部企画調整課				
現状・問題点・必要性		引き続き厳しい財政状況の中、公共施設の新設が難しい現状を踏まえ、費用対効果を勘案しながら既存の公共施設の利用形態・開館時間を見直し、市民ニーズに対応していく必要があります。								
実施内容		第2次行政改革大綱実施計画の中での検討を踏まえ、既存公共施設の開館時間の延長や利用形態の変更に関する調整会議を開催し検討します。なお、検討会議の結果を踏まえた具体的な取組については、本実施計画の見直し時に実施スケジュール等に追加することとします。								
重点目標		数値等		単位		定義				
		2		回		開館時間の延長や利用形態の変更に関する調整会議の開催回数／年				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	調整会議の開催			→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②									
	③									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回） （調整会議の開催回数）		2	2	2	2	2	累計	-
		年度ごとの実績値（回）		1					累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		平成20年5月に市民窓口センター等のあり方について、調整会議を開催し、検討を進めました。平成21年1月より、市税の納税等の利便性の向上を図るため、市民窓口センターにおいて市税等の収納事務を開始しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 1－（５）

実施事項名		行政手続の電子化の推進		担当課		企画部行政管理課・情報推進課、財務部契約検査課				
現状・問題点・必要性		県市町村共同運営システムの開発や電子申請・届出、電子入札の稼働などシステムの構築と運用に関しては終了していますが、本システムが十分活用されるように対応することが必要となっています。								
実施内容		行政手続の電子化の推進について、より一層の利用拡大を図るため、電子申請・届出システムができる手続を増やしサービスの向上を図ります。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		10		件	平成24年度までに新規に電子申請・届出を行うこととした申請手続の数（平成19年度の手続数15件を基準とする）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	申請手続数の追加	10件	→	→	→	→	→	→	
	②	広報等広告の実施	毎年	→	→	→	→	→	→	
	③	電子入札システムの拡大	物品（情報処理用機器材・電器機器・医療機器）工事（全件）	→	→	→	→	→	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件）（新規申請手続の数）		2	2	2	2	2	累計	10
		年度ごとの実績値（件）		13					累計	13
	取組に対する評価		A					最終評価		
実施状況	平成20年度		電子申請手続について、職員募集の際の公募等に電子申請を利用し、目標を上回る13手続を新たに掲載しました。この手続の有用性は県内の他自治体でも認められ、現在では神奈川県市町村電子自治体運営協議会において普及の推進が図られています。物品の情報処理用機器材・電気機器・医療機器の一部（52件、全件の39.1%）については電子入札を実施することができ、それ以外の被服についても実施することができました。工事の入札については、183件全件を電子入札で実施しています。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 1－（6）

実施事項名	茅ヶ崎駐車場利用者の利便性の向上				担当課		防災安全部安全対策課			
現状・問題点・必要性	平成１６年度に利用料金及び利用時間を見直し、３ヶ月定期とプリペイドカードの販売等を実施後、利用者は増加傾向にあるが、利用者にとって使いやすい自動車駐車場をめざし、さらに利便性の向上を図る必要があります。									
実施内容	施設に設置してある利用者意見箱「施設への提案」に寄せられる利用者の提案などから、ニーズを調査把握し、指定管理者と十分な協議を行いながら、実施が可能なものから順次実施していきます。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	78			%	平成24年度の茅ヶ崎駐車場の利用率 (平成19年度実績70.4%を基準とする)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	自動二輪車の駐車スペースの拡大	実施時期 平成２０年度	→	→	→	→	→	→	
	②	空き上層階の駐車スペースの改善	実施時期 平成２１年度	→	→	→	→	→	→	
	③									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （使用料の増加見込額（１９年度比））	160	160	160	80	80	累計	640	
		実績効果額（万円）	4					累計	4	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（％） （利用率）	72	74	76	77	78	累計	-	
		年度ごとの実績値（％）	71					累計	-	
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成２０年度		茅ヶ崎駐車場の利用について、近隣公共施設へPR看板を設置し、空き上層階の駐車数を増やすように努めました。その結果、目標値には至りませんでした。前年度と比べ利用率が0.8%増加しました。自動二輪車の駐車スペースの改善については２１年度に改善をすべく検討をしました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 1－（7）

実施事項名		自転車駐車場利用者の利便性の向上			担当課		防災安全部安全対策課			
現状・問題点・必要性		現在の自転車駐車場の利用方法は定期券利用と一時利用券での利用の2種類ですが、一時利用する場合、その都度発券機で一時利用券を購入する必要があります。回数券を発売することで、利用のたびに一時利用券を購入する必要がなくなり、利用者の利便性の向上を図ることができます。								
実施内容		一時利用をする利用者の利便性の向上のため回数券を発売します。そのほか施設に設置してある利用者意見箱「施設への提案」に寄せられる利用者の提案などから、ニーズを調査把握し、指定管理者と十分な協議を行いながら、実施が可能なものから順次実施していきます。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		808		千台	平成24年度の茅ヶ崎市自転車駐車場の一時利用者の利用台数（平成19年度実績781,225台(原付除く)を基準とする）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	回数券の発行		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	利用者ニーズの調査・把握		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	新たな改善策の検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		70	70	70	30	30	累計	270
		実績効果額（万円）		△150					累計	△150
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（千台） （利用台数）		788	795	802	805	808	累計	－
		年度ごとの実績値（千台）		765					累計	
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		自転車のみの一時利用台数は765,557台で目標値には至りませんでした。新たな改善策の検討として長期滞留自転車の処分、サイクルペアー等の修繕など利用者の利便性の向上を図りました。また、回数券の発行、利用者ニーズの把握については方法等を検討しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 1 - (8)

<21年度追加>

実施事項名	湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進			担当課	企画部企画調整課					
現状・問題点・必要性	広域的な課題に迅速かつ的確に対応するため、湘南広域都市行政協議会（茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町）では、これまでも都市農業、広域ごみ処理等の広域課題に取り組んでいましたが、地方分権が進むなか近隣市町との連携をさらに強化・推進する必要があります。									
実施内容	茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町が共通の広域課題に対応するため設置している「湘南広域都市行政協議会」の広域連携をさらに強化していきます。									
重点目標	数値		単位	定義						
	平成２１年度		実施時期	産業振興部会の新規設置						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	協議会事務局の設置	設置時期 平成２１年度		→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	「湘南エコウェーブ」プロジェクトの推進	平成２０年 １１月から実施	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	産業振興部会の新規設置	設置時期 平成２１年度		→ →	→ →	→ →	→ →		
	④	神奈川力構想・地域計画との連携		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値							累計	
		年度ごとの実績値							累計	
			取組に対する評価							最終評価
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 1 - (9)

<21年度追加>

実施事項名	安心まごころ収集の実施			担当課		環境部環境事業センター			
現状・問題点・必要性	在宅で肢体不自由の障害をお持ちの方等で、集積場所にごみや資源物を持ち出すことが困難であり、かつ地域や親類など身近な人の協力も得られない世帯を対象にしたごみ収集の方法について、検討を進めてきました。								
実施内容	ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に戸別収集を行い、市民サービスの向上をめざします。 利用者世帯を専用の車両で戸別訪問し、お声掛けしてごみを収集することで、安否確認も同時に行います。								
重点目標	数値			単位		定義			
	130			世帯		安心まごころ収集の利用者世帯数（平成20年度実績79世帯を基準とする）			
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	安心まごころ収集（戸別収集）の実施	130世帯	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②								
	③								
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（戸別収集の世帯数）	-	100	110	120	130	累計	-
		年度ごとの実績値（戸別収集の世帯数）	79					累計	-
	取組に対する評価							最終評価	
実施状況	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度								
	24年度								

2 積極的な情報提供と説明責任の遂行

重点事項 2- (1)

実施事項名	わかりやすい財政状況の積極的な公表			担当課		財務部財政課				
現状・問題点・必要性	財政の健全化を図るためには、職員だけでなく市民の意識改革も不可欠です。このことを踏まえ、様々な媒体により、本市の財政状況をわかりやすく市民に公表するとともに、様々な機会を活用して、市民に積極的に説明していく必要があります。									
実施内容	現在、広報紙や市ホームページ等において公表している財政状況について、新たな公表手法の検討を行うとともに、予算編成の過程についても公表していく等、公表の内容についても拡充を図ります。 また、現在提供している市民まなび講座の講座メニューについて、内容の充実を図ります。									
重点目標	数値等			単位		定義				
	1.5			倍		財政課ホームページへのアクセス数の増加率 (平成19年度実績 3,372件を基準とする)				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	財政状況に関する資料の新たな公表	①予算編成過程 ②決算カード ③財政推計	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	新たな公表手法の検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	まなび講座メニューの追加	1メニュー		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④	財政課ホームページの充実		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（倍） （19年度実績と比べた増加率）		1.2	1.2	1.4	1.4	1.5	累計	-
		年度ごとの実績値（倍）		1.1					累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例に基づく、予算・決算に関する告示や市ホームページ（5月及び11月）や広報紙（4月、6月、11月）での公表に加え、予算編成過程についても公表しました。また、県内初の試みとして、包括年次財務報告書を作成しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 2－（2）

実施事項名	効果的な行政情報の提供方法			担当課	総務部秘書広報課				
現状・問題点・必要性	市民と行政が相互の役割と責任を理解し、協力してまちづくりを進めていくためには情報の共有化が必要です。そのためには、行政からのわかりやすい情報発信が求められます。								
実施内容	各種媒体を使い、市民の視点に立ったわかりやすい内容で、タイムリーな情報発信を行います。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	毎年度		実施時期	毎年度分かりやすく興味を引きつける広報を行う。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	読みたくなる広報紙づくり		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	アクセスしたくなるホームページづくり		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③	見たくなる聞きたくなる広報番組づくり		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	④	広報番組の動画配信		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		B					最終評価	
実施状況	平成20年度		利用者にとって統一感のある見やすいホームページ作成に向けて、他市町などから情報収集を行い、検討を進めた結果、21年度にCMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入してリニューアル公開することを決定しました。（実施事項2－（6）参照）						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 2－（3）

実施事項名		市政情報の公表及び提供の推進			担当課		総務部行政総務課			
現状・問題点・必要性		市が策定する行政計画について、計画を策定することが決定されてから策定に至るまでの間の意思形成過程の情報提供が不足しています。市民との協働による開かれた市政を推進していくうえで市民との情報共有が不可欠です。								
実施内容		市政に関する重要かつ基本的な計画及び条例について、既に固まってしまった段階でなく、意思形成過程の情報を構想段階・中間段階で積極的に公表します。また、計画策定後の進捗状況についても公表します。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		4		回	紙媒体による市政情報公表一覧表の更新回数／年（ホームページ上では随時、紙では3ヶ月毎に更新します。）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	市政情報公表一覧表の更新	ホームページでは随時、紙では年4回更新		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回）（市政情報の更新回数）		4	4	4	4	4	累計	-
		年度ごとの実績値（回）		4					累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		目標どおり（ホームページは随時、紙は4月、7月、10月及び1月に更新）に市政情報公表一覧表の更新を実施しました。内容の改訂状況等から現行の更新頻度が適当と思われますので引き続き3ヶ月毎の更新を行って参ります。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 2－（４）

実施事項名		市民参加の推進		担当課		総務部市民活動推進課					
現状・問題点・必要性		市民の意見や提案を適切に市政に反映し、市民が参加しやすい環境の整備に努め、積極的な市民参加を推進します。また、市民が行政と共通の認識を持つため、市の施策や計画等の情報を積極的に分かりやすく提供します。また、社会経済状況が変化し価値観が多様化する中、潜在的な市民の声を吸い上げていくため、より広範な市民ニーズを把握していく必要があります。									
実施内容		「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」に基づき、パブリックコメントの実施、市民参加の環境整備（会議開催時間の配慮、ボランティアの設置、乳幼児等の一時預かりの実施）、積極的な情報提供、職員の意識改革、審議会等への市民参加の推進に取り組みます。さらに、新たな市民参加の手法を試行するなど、市民参加の仕組みの改善に努めていきます。									
重点目標		数値等		単位		定義					
		560		件		市民参加による審議会等の開催回数及びパブリックコメント手続での意見提出者数（平成19年度実績466件を基準とする）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表						
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	パブリックコメントや審議会等運営の適正な進行管理	通年		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	市民参加実施報告書の公表	実施時期 毎年5月		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	市民参加推進のための職員研修の実施	実施回数 年2回		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④	市民参加の手法の見直し	平成23年度末まで			→ →	→ →	→ →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （市民参加等の実施件数）			480	500	520	540	560	累計	-
		年度ごとの実績値（件）			454					累計	-
			取組に対する評価			B					最終評価
実施状況	平成20年度		審議会等の運営に関する運用の改善や市民参加情報センターの活用、職員研修による意識改革など、市民参加の環境整備を行っていますが、改善の余地はまだ十分にあり、今後も市民参加のさらなる推進に努めていきます。 市民参加実施報告書に関しては、前年度中に策定した計画等の策定過程における市民参加の結果をホームページで公表しました。また、市民参加推進のための職員研修を2回実施しました。								
	平成21年度										
	平成22年度										
	平成23年度										
	平成24年度										

重点事項 2－（５）

実施事項名		地域教育懇談会の開催			担当課		教育委員会教育政策課			
現状・問題点・必要性		家庭教育力の低下、いじめ・校内暴力、質の高い教員の確保、近隣住民の人間関係の希薄さ、子ども達の学ぶ意欲や社会性の低下、基本的生活習慣の乱れなど教育を取りまく環境は大きく変化しています。それらの教育環境に対し、本市ではこういった対応が出来るのか、また、教育施策の方向をどうするのかなどが課題となっています。懇談会で伺った話・情報を分類し、地域や各家庭が持つ、教育に関する意見や疑問、課題を集約し、今後の教育行政に反映させていくことが求められています。								
実施内容		職員が地域に出向き、教育に関する地域の取組、課題、家庭教育の問題など、教育に関する意見や疑問、その他様々なことについて、直接、普段は聞くことの出来ない声を聞くとともに、懇談会にて上げられた意見や課題を市民意見として、今後の教育行政施策に反映させていただきます。								
重点目標		数値		単位	定義					
		12		回	地域教育懇談会の開催回数／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	地域教育懇談会の開催	12回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回）（開催回数）		12	12	12	12	12	累計	-
		年度ごとの実績値（回）		6					累計	-
	取組に対する評価		B						最終評価	
実施状況	平成20年度		平成20年度は3小学校区にて計6回開催しました。各回毎の出席者は40名前後であり、開催後の出席者意見より、満足度が高いことがうかがえました。周知が図られ浸透しつつありますので開催回数は増加していくものと思われます。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 2 - (6)

<21年度追加>

実施事項名	市のホームページにおけるCMSの導入			担当課		総務部秘書広報課				
現状・問題点・必要性	平成11年4月に市のホームページを開設以来、各課かいが独自にホームページ作成ソフト等を活用してそれぞれのページを作成してきた結果、市のホームページ全体としての統一感がなくなり、利用者にとって見づらいものとなっています。									
実施内容	CMS※の導入により、ページの作成を容易にし、更新頻度を向上するとともに、利用者にとって全体的に見やすいホームページにリニューアルします。（本重点事項は「ちがさき情報化プラン」具体プロジェクトのひとつです。） ※Content Management System、文書や画像などを統合的に管理し、更新、配信する仕組み。ホームページの各ページを作成するにあたっては、特定のテンプレートに文書や画像等を入力する形式をとる。									
重点目標	数値		単位	定義						
	平成22年3月		実施時期	CMSを導入したホームページの公開時期						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	CMSの導入	実施時期 平成22年1月		→ →					
	②	現在のページの見直し、職員研修	実施時期 平成21年12月		→ →					
	③	移行作業、テスト運用	実施時期 平成22年2月まで		→ →					
④	CMSを導入したホームページの公開	実施時期 平成22年3月			→ → →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 2 - (7)

<21年度追加>

実施事項名	市のホームページにおけるF A Qの導入			担当課		企画部情報推進課				
現状・問題点・必要性	現在、頻繁に寄せられる質問に対しては職員が定型的に回答しています。一方、複数課にまたがる質問を寄せられることが多いことや、電話や窓口による問い合わせのみでは、日中に問い合わせが困難な市民も多いといった現状があります。									
実施内容	F A Q※を整備することにより、市民が必要な情報を24 時間どこでも調べることができるようにします。（本重点事項は「ちがさき情報化プラン」具体プロジェクトのひとつです。） ※Frequently Asked Questions, 市に頻繁に寄せられた疑問・質問への回答集。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめホームページ上に用意しておくことを指します。									
重点目標	数値			単位	定義					
	平成23年度中			実施時期	ホームページへのF A Qの公開時期					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	頻繁に寄せられる質問や複数課にまたがる質問について整理	実施時期 平成22年度中		→ →	→ →				
	②	F A Qの整備	実施時期 平成22年度中			→ →				
	③	ホームページへのF A Qの公開	実施時期 平成23年度中				→ →	→ →	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 2 - (8)

<21年度追加>

実施事項名	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供			担当課	企画部情報推進課					
現状・問題点・必要性	行政内部において様々な分野で地図情報が活用されていますが、地図情報を共有化し、地図の重複整備を防止することで、事務の効率化を図ることができます。また、防災・災害に対する情報、生活関連施設情報、観光情報、都市計画情報等は、地図と併せた情報提供により、市民や市外の人々にとって有益な情報となり得ます。									
実施内容	全庁型の共有インフラとしての全庁型地理情報システム※を整備し、共有化した地図情報を提供します。システム導入後、庁外への提供が可能な情報は、市のホームページ等から積極的に発信します。また、地図データは、庁外への公開・利用を見込み、整備します。（本重点事項は「ちがさき情報化プラン」の情報化施策のひとつに位置付けられています。） ※地理情報システム 地理的位置を手がかりに、位置に関するデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムを指します。Geographic Information System (GIS)と総称されています。									
重点目標	数値		単位	定義						
	平成22年度		実施時期	データの整備の完了時期 地図と併せた情報提供の開始時期						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	システム完成	平成21年度中		→ →					
	②	データの整備	平成22年度中			→ →				
	③	地図情報のホームページ等による情報発信	平成22年度中			→ →	→ →	→ →	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

3 民間活力の活用

重点事項 3- (1)

実施事項名	民間委託に関する基本方針の策定及び推進体制の整備			担当課		企画部行政管理課				
現状・問題点・必要性	従来行政が担ってきた公共サービスについて、NPOや市民活動団体、民間企業といった多様な主体が担い手となることのできる業務が数多く存在します。市民ニーズが複雑化・多様化する一方、効率的・効果的な行政運営が求められている中で、こうした多様な主体を活用することが必要ですが、その有効な手法のひとつに民間委託があります。									
実施内容	本市における民間委託の基本的な考え方や導入に際しての視点、推進に当たり留意すべき事項を示した民間委託に関する基本方針を策定するとともに、庁内の推進体制を整備し、民間委託のより一層の推進を図ります。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	平成21年度			実施時期	民間委託に関する基本方針の策定期間					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	民間委託に関する基本方針の策定	平成21年9月まで	→	→	→				
	②	民間委託に関する基本方針の推進体制の整備			→	→	→	→	→	→
	③	民間委託に関する基本方針による民間委託の推進			→	→	→	→	→	→
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 （基本方針策定後追加します。）		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		（財）神奈川県市町村振興協会市町村研修センターが実施する行政課題調査研究へ職員1名が参加し、「民間活力の活用に関する研究」をテーマに研究を行いました。基本方針の素案の策定までには至りませんでした。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 3- (2)

実施事項名	ペットボトルの中間処理経費の節減			担当課	環境部ごみ対策課				
現状・問題点・必要性	ペットボトルは中間処理（圧縮・梱包）したものを日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し再商品化を行います。ペットボトルの中間処理量が年々増加するとともに処理経費が増加し、財政的負担が増加しています。								
実施内容	ペットボトルを中間処理（圧縮・梱包）したものを日本容器包装リサイクル協会へ安定的な供給を図るとともに、一部を独自に有償売却するため、現在の委託内容を見直します。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	20		%	年間処理量の一部分を自由処理とする割合					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	委託内容の見直し	20%	→	→				
	②								
	③								
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （委託料の減額見込額）	307	-	-	-	-	累計	307
		実績効果額（万円）	2,764	-	-	-	-	累計	2,764
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	A
実施状況	平成20年度	ペットボトルの再商品化の処理量のうち約80%を日本容器包装リサイクル協会へ委託し、その他は圧縮梱包受託業者の自由処理として全体経費を削減しました。平成21年度については、廃ペットボトルの需要が大幅に減少で価格が暴落し、自由処理分の有価での引き渡しが見込めない状況となっているため、全量を日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すこととしました。よって、今後、自由処理による節減効果が見込めなくなったため、本実施事項は平成20年度までの取組といたします。							
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 3－（3）

実施事項名		図書館窓口業務運営形態の検討		担当課		生涯学習部図書館				
現状・問題点・必要性		図書館業務は現在、市の職員が直営でその運営を行っていますが、窓口業務等については、委託や嘱託職員・臨時職員を活用することでさらなるサービスの向上及び経費の削減が図れます。								
実施内容		図書館業務について、サービスの向上及び経費の削減のため、効率的な事務執行が可能な運営形態の検討を進め、実施いたします。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成２１年度		実施時期	新たな運営形態による図書館業務の実施開始年度					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	図書館業務の運営形態について検討	平成２０年１０月まで	→	→					
	②	新たな運営形態による図書館業務の実施	平成２１年度中に実施		→	→	→	→	→	→
	③									
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成２０年度		今後の図書館窓口業務の運営形態について、前年度の検討内容を参考に検討を進め、平成２１年度４月からは、正規職員、再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員による効率的な配置により運営していくこととしました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 3－（４）

実施事項名	下水道工事に係る設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の委託			担当課		下水道部下水道建設課			
現状・問題点・必要性	雨水対策の推進に伴い、下水道事業の業務量は年々増加していますが、現有の職員数の中で、工事の早期着手に向けて取り組んでいます。 今後、ますます下水道工事の業務が増大する中で、安全・安心の確保のための浸水軽減対策を進めるためにも、引き続き工事の早期着手をめざした取組が必要です。								
実施内容	拡大する下水道工事発注業務に係る事務を民間事業者に委ね、下水道事業の効率的・効果的な事業執行をめざします。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	42		業務	委託する設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の業務数（平成21年度）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	設計積算業務の委託 （21年度修正）	12業務	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	現場技術業務の委託 （21年度修正）	10業務	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③	補償交渉業務の委託 （21年度修正）	20業務	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（業務） （委託する業務数）	36	42				累計	78
		年度ごとの実績値（業務）	34					累計	34
	取組に対する評価		B					最終評価	
実施状況	平成20年度	委託の内訳は、設計積算業務委託13業務、現場技術業務1業務、補償交渉業務20事業です。計画に対して実施件数が目標件数に至りませんでした。所期の目的は達成されました。							
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 3－（５）

実施事項名	P F I 手法等による民間活力の活用				担当課		企画部企画調整課・施設再編整備課			
現状・問題点・必要性	公共施設の整備、管理運営等にあたっては、厳しい財政状況を考慮し、従来と同様の事業手法とともに、P F I 手法等による民間活力の活用による施設の建設、維持管理等を検討する必要があります。									
実施内容	「公共施設整備・再編計画」に基づいた施設の整備を図るために、P F I 手法等による外部資金を活用した建設、維持管理等の導入を検討し、より効果的、効率的な行財政運営を推進します。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	2			回	平成２１年度に実施予定の職員向けP F I 研修会開催数 （平成２１年度修正）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	PFI手法による事業化の検討（２１年度修正）			→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	P F I 手法等の庁内研修会議	平成22年3月まで	→ →	→ →					
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成２０年度		20年度に予定していた「P F I 手法導入の基本方針の策定」については、施設毎に必要な応じてP F I 手法による事業化を推進するため、基本方針ではなく個別に同手法による事業化計画を策定することとします。 P F I 手法等の庁内研修会議については、職員向けの研修会を年2回開催し、当初の目標を達成することができました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 3－（６）

実施事項名	指定管理者制度の活用			担当課		企画部行政管理課ほか 公の施設の管理担当課				
現状・問題点・必要性	公の施設の管理に関して平成１６年度から導入している指定管理者制度の導入率は４４．１％（平成２０年４月１日現在）となっています。このような状況から、指定管理者制度の活用による効果の検証を行い、適切な制度運用を進める必要があります。									
実施内容	導入済みの施設について、市民サービスの向上、効率的・効果的な運用及び経費の縮減をめざし、制度運用上の課題等を抽出し、施設の管理担当課及び指定管理者との共通認識をもとに、適切な制度運用を図ります。また、新規の導入に際しては、施設の特性や導入済み施設の課題などを踏まえた検討を行います。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	平成２１年度			実施 時期	「指定管理者の導入に関する基本的な考え方」の改訂版の作成（平成２１年度修正）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	「指定管理者の導入に関する基本的考え方」の改訂版の作成		→	→	→				
	②	指定管理者及び担当部局への研修会等の実施	年１回	→	→	→	→	→	→	
	③	未導入施設についての導入推進と再検討		→	→	→	→	→	→	
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成２０年度		②については研修会の実施を行う事ができました。③については未導入施設について検討を行い、茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者の選定を行うことができました。①は検討は行ってきたものの、改訂版の策定にまで至りませんでした。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

4 協働の推進

重点事項 4－（１）

実施事項名	協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の実施			担当課		総務部市民活動推進課				
現状・問題点・必要性	社会環境の変化により複雑化する地域課題を解決し、豊かさを実感できる地域社会を実現するため、多様な主体による、新しいまちづくりの仕組みが求められています。市民活動団体の持つ新たな発想と手法を生かし、市民ニーズに応じたきめ細かい公共サービスを創出するため協働推進事業を実施しています。									
実施内容	協働推進事業は、市と市民活動団体が事業の企画段階から、対等な立場で、適切な役割分担により双方の責任において実施する協働事業です。行政があらかじめ課題を設定する「行政提案型」と、市民が必要と考える課題を自ら設定できる「市民提案型」を、平成22年度までのパイロット事業として実施します。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	20		事業	平成22年度の行政提案型・市民提案型協働推進事業数（実施候補の決定は前年度）（平成19年度行政提案型協働推進事業の実績4事業を基準とする）						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	事業企画案を公募し、実施事業候補を決定	実施時期 前年度の12月まで	→	→	→	→			
	②	協定書に基づく役割分担により、事業を実施	実施時期 平成22年度まで	→	→	→	→			
	③	市民活動団体とは定期的に協議し、結果を相互に評価	評価制度の実施（中間・最終）	→	→	→	→			
	④	協働推進事業の検証・見直し	実施時期 平成22年度末まで		→	→	→			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（事業） （実施する協働推進事業数）		12	16	20			累計	-
		年度ごとの実績値（事業）		12					累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		実施前年度において、事業企画案を公募し、実施事業候補を決定しました。協定書に基づき4月から事業（行政提案型協働推進事業数7事業、市民提案型協働推進事業数5事業の計12事業）を実施し、評価結果を実施報告会で発表し、第三者評価を公表することで、協働推進事業の透明性、信頼性の向上に努めました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 4－（2）

実施事項名	公共サービスの供給主体の多様化による地域力の向上			担当課		総務部市民活動推進課				
現状・問題点・必要性	市民活動団体、地域コミュニティ等の多様な主体との連携、協働の推進により、公共サービスの供給主体の多様化を図り、地域力を向上させていきます。									
実施内容	ガイドブックの発行などにより、市民活動団体の情報を広く市民・事業者等へ発信していきます。また、市民活動げんき基金を原資として、市民活動団体が行う公益的な事業を財政的に支援し、市民活動の活性化を図るとともに、市の業務へ参入を希望する団体の登録制度を活用し、非営利団体等との連携、協働を進めていきます。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	150		事業	平成24年度の非営利団体等との連携及び協働による事業及び市民活動げんき基金助成事業の数（平成19年度実績100事業を基準とする）						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	市民活動団体ガイドブックの発行	掲載団体数250団体	→	→	→	→	→	→	
	②	市民活動げんき基金助成事業の実施	公開プレゼン参加団体数10団体以上	→	→	→	→	→	→	
	③	団体登録制度の円滑な運用	登録団体数130団体	→	→	→	→	→	→	
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（事業） （連携事業及びげんき基金助成事業の数）		110	120	130	140	150	累計	-
		年度ごとの実績値（事業）		113					累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		市民活動団体ガイドブックの掲載団体数については238団体となり、19年度より10団体増加しました。 市民活動げんき基金助成事業については、申請団体数の減少を踏まえて、市内280団体を対象にアンケート調査を実施し、補助内容の見直し（助成回数・助成額の改善）を行いました。公開プレゼン参加団体（21年度実施事業）数は11団体と増加しましたが、ピーク時の半分以上に止まっていることから、今後も制度を周知していく必要があります。 団体登録制度の登録団体数については106団体となり、19年度より7団体増加しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 4－（3）

実施事項名	緑の里親制度の推進				担当課		都市部公園みどり課			
現状・問題点・必要性	市内に点在する公園等について、市民との協働により緑化推進を図りながら、親しみやすい公園づくりが求められています。									
実施内容	緑の里親制度により地域のボランティアの活力を活用し、地域の公園等の清掃・除草及び草花の植栽を実施します。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	①植栽地108 ②除草・清掃地30			箇所	平成24年度の緑の里親の登録箇所数					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	草花の植栽 （19年度86箇所）	年4～5箇所増加	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	除草・清掃 （19年度26箇所）	年1箇所増加	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （委託した場合にかかる費用の削減額）		830	880	910	960	1,000	累計	4,580
		実績効果額（万円）		836					累計	836
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（箇所） （緑の里親の登録箇所数）		①90 ②27	①95 ②28	①99 ②28	①104 ②29	①108 ②30	累計	-
		年度ごとの実績値（箇所）		①87 ②26					累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		登録箇所数は1箇所の増にとどまりましたが、現在すでに登録されている公園で新たに活動を始めた新規登録者が多く、目標とした効果額を達成することが出来ました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 4－（４）

実施事項名	農地所有者による家庭菜園開設の推進			担当課		市民経済部農政課				
現状・問題点・必要性	市民が余暇を利用して土と親しみながら健康づくりをし、野菜や花等の栽培を通じて農業に対する理解を深めてもらうため、市は農地法の特例により農地所有者から土地を借り受け、市内に15の家庭菜園を開設し、市民に提供してきました。団塊の世代が退職を迎え、余暇として、菜園利用を希望する市民は年々増加傾向にあり、抽選により菜園利用者を決定している状況にあります。									
実施内容	農地法の改正により農地所有者が自ら家庭菜園の開設をできるようになりました。このことにより現在、農地所有者自ら開設した菜園が市内には10箇所あります。今後、菜園利用を希望する市民の方が、一人でも多く利用できるよう、農地所有者の協力を得ながら菜園の増設を図ります。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	15			箇所	平成24年度までに新規に開設することとした市民農園の数					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	市民農園の個人開設の推進	平成24年度まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②									
	③									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（箇所） （新規開設市民農園数）		3	3	3	3	3	累計	15
		年度ごとの実績値（箇所）		2					累計	2
	取組に対する評価			B					最終評価	
	実施状況	平成20年度		事業の周知や担当者による相談業務を実施し、農業者からの要望に基づき、市民農園の新規開設を行いました。年度内には目標値を達成することができませんでした。新規開設市民農園は、菜園利用を希望する市民の方に、全ての区画が利用されています。						
平成21年度										
平成22年度										
平成23年度										
平成24年度										

重点事項 4－（５）

実施事項名	違反屋外広告物除却協力員制度の推進				担当課		都市部景観まちづくり課			
現状・問題点・必要性	良好な景観を阻害する、まちに散見する違法に掲出されたチラシや張り札等は、行政による除却作業と市民ボランティアによる除却作業により年々減少しております。その結果、周辺の他市町と比べ、本市はあまり違反屋外広告物が目に付かないまちになりましたが、さらに協働をすすめ、違反屋外広告物の掲出自体を許さない、景観に対する意識の高いまちづくりを推進します。									
実施内容	ボランティアの除却協力員が、まちに散見する違法に掲出されたチラシや張り札等を「掲出されてもすぐ除却してしまう」状態にすることで、違反屋外広告物の掲出自体を抑止することをめざします。									
重点目標		数値等		単位	定義					
		2,000		件	平成24年度の年間除却実績数 (平成19年度実績3,013件を基準とする)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	違反屋外広告物除却活動	2,000件/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （委託料の減額見込額）		10	10	10	10	10	累計	50
		実績効果額（万円）		△ 10					累計	△ 10
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （除却枚数）		2,800	2,600	2,400	2,200	2,000	累計	-
		年度ごとの実績値（件）		1,981					累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		19年度までは市内巡回による除却委託業務だけでしたが、茅ヶ崎駅北口特別景観まちづくり地区に掲出される違反屋外広告物に対する重点パトロール業務を加えたため、総額では増額となりましたが、除却対象の減少には大きな効果がありました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 4－（6）

実施事項名	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業による市民ボランティアの育成と協力事業の実施			担当課		教育委員会生涯学習課				
現状・問題点・必要性	地域の連帯意識が希薄化し、身近な自然と接する機会が減少するなか、地域と学校が連携する機会、生涯学習を地域に生かす機会及び地域の歴史や文化や自然に触れる機会をつくり出す必要性があります。 また、市の産業・観光を広く紹介し、活性化することが求められています。									
実施内容	まちの魅力を学び・発見し、それを市民に伝えることができるガイドボランティア養成講座を継続的に実施し、市と協力して発案・実施する市民ボランティアを育成します。また、養成講座で学んだことを活かすことができるよう支援し、市民ボランティアと協力した、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の推進を図ります。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	13			事業	平成24年度までに市民ボランティアと協力した事業の実施					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	ガイド養成講座の実施	講座修了者数30人	→	→	→	→	→	→	
	②	ガイドブック、情報通信の発行・配布（21年度修正）	年1回		→	→	→	→	→	
	③	まちの魅力再発見のための自主事業の企画・実施	年1回	→	→	→	→	→	→	
	④	求めに応じたまちの魅力紹介事業の受託	開始時期 平成20年	→	→	→	→	→	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（事業）（自主事業実施件数）		1	3	3	3	3	累計	13
		年度ごとの実績値（事業）		2					累計	2
			取組に対する評価		A					最終評価
実施状況	平成20年度		第1期ガイド養成講座修了生を中心とした運営組織として、ちがさき丸ごと博物館「土曜会」を立ち上げ、実践活動を開始しました。自主事業として、市外の博物館等を訪ね、ガイド方法の研修を実施するとともに、行政及び市内の各種団体からの要請を受け、6件のガイドを実施し、160名近い参加者をガイドしました。また、第2期のガイド養成講座を受講者26名で10月より開始し、講義6回、フィールドワーク2回を実施しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 4 - (7)

<21年度追加>

実施事項名		協働の新たな枠組みづくり			担当課		総務部市民活動推進課				
現状・問題点・必要性		市民活動団体の持つ新たな発想と手法を生かし、市民ニーズに応じたきめ細かい公共サービスを創出するため協働推進事業（行政提案型・市民提案型）を実施しています。平成22年度までのパイロット事業として取組を始めましたが、平成21年度が公募の最終年度となるため、平成22年度からの公募に向けて、新たな制度を検討する必要があります。									
実施内容		平成20年度までの協働推進事業の成果や課題を検証した上で、市民活動団体や事業担当課の意見や部局横断型の組織である協働推進主管課調整会議（以下「協働調整会議」という。）での議論を踏まえて素案を作成し、附属機関である市民活動推進委員会に諮って、平成23年度から（公募は平成22年度）の協働推進事業の新たな枠組みを構築します。									
重点目標		数値		単位	定義						
		平成22年3月		期限	協働推進事業の新たな制度の構築						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表							
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	現行の協働推進事業の成果や課題の検証	平成21年5月末まで	→	→	→					
	②	市民活動団体や事業担当課からの意見聴取や協働調整会議での議論を踏まえて素案を作成	平成21年7月末まで		→	→					
	③	市民活動推進委員会での審議による枠組みの構築	平成22年3月末まで			→	→				
	④	新たな枠組みによる事業企画案の公募	平成22年8月末まで				→	→			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）				-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）				-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値				-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価									最終評価	
実施状況	20年度										
	21年度										
	22年度										
	23年度										
	24年度										

重点事項 4 - (8)

<21年度追加>

実施事項名		地域コミュニティとの協働		担当課		総務部市民活動推進課、企画部企画調整課					
現状・問題点・必要性		地域コミュニティの活動における主な担い手として、自治会・町内会等の地縁団体等がありますが、個人の意志に基づき自発的に活動するボランティア団体、組織体として自立し継続的に活動するNPO法人等も地域活動の担い手としての活動が活発になっています。今後、ますます厳しくなる社会経済状況に対応し、持続的に活力のある地域社会を創っていくためには、これらの市民セクターとの協働を効果的に進めていく必要があります。									
実施内容		地域コミュニティのあり方についての検討を進め、地域ができることは地域が自主的に担うことで、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくための地域コミュニティ機能の充実に向けた環境整備を進めます。									
重点目標		数値		単位	定義						
		平成23年度		実施時期	地域コミュニティとの協働						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表							
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	地域コミュニティ検討プロジェクトチームの開催・制度設計	10回／年		→ →	→ →					
	②	協働事業モデル地区の選定及び協議	5回／年			→ →					
	③	地域コミュニティとの協働					→ →	→ →	→		
	④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-	
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-	
	取組に対する評価								最終評価		
実施状況	20年度		地域コミュニティの将来あるべき姿をテーマに地域編成により活動している団体等に関連のある関係各課をメンバーに（仮称）地域コミュニティ研究調整会議を5回開催し、議論しました。								
	21年度										
	22年度										
	23年度										
	24年度										

重点事項 4 - (9)

<21年度追加>

実施事項名	民間企業との協働による情報誌等の作成			担当課		総務部秘書広報課・職員課、保健福祉部高齢福祉介護課、都市部建築指導課			
現状・問題点・必要性	厳しい財政状況のなか、行政が担うべき分野については選択と集中を検討し、多様な主体との協働により、効率的な事業実施を進める必要があります。								
実施内容	市が作成していた情報誌等について、広告掲載を活用した民間企業との協働により、作成費の削減を図ります。								
重点目標	数値		単位	定義					
	4		誌	民間企業との協働により作成する情報誌等の作成件数／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	職員採用パンフレットの作成	10,000部作成／年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	市民便利帳の作成	30,000部作成／年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③	耐震ちがさきの作成（広報ちがさき折り込み）	85,000部作成／年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	④	介護サービスガイドの作成	20,000部作成／年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （削減される印刷製本費等の見込額）		740	740	740	740	累計	2,960
		実績効果額（万円）	740					累計	740
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 （協働による情報誌作成件数）		4	4	4	4	累計	-
		年度ごとの実績値						累計	-
	取組に対する評価							最終評価	
実施状況	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度								
	24年度								

重点事項 4 — (10)

<21年度追加>

実施事項名	協働による景観資源の保全・周知				担当課		都市部景観まちづくり課、生涯学習部生涯学習課			
現状・問題点・必要性	旧別荘地の趣を伝える建物や樹木など、古くから伝わる茅ヶ崎らしさを感じさせる景観資源が減少している現状があります。また、新たに創出されたものも含めて、街角には茅ヶ崎の魅力を高める多様な景観資源が存在しますが、日々刻々と変化する景観資源を把握し、法的位置付けや維持管理の支援、認知を得るための周知等を継続的に行うことは、行政だけでは難しい状況があります。									
実施内容	良好な景観の形成に重要な価値があるもの（樹木、建築物等）を市民から公募し、応募物件を選別、法令等に基づく位置づけ（景観重要樹木指定）をするとともに、市民活動団体との協働及び「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」との連携により、景観資源の保全・周知を行います。									
重点目標	数値			単位	定義					
	平成23年3月まで			実施時期	協働推進体制の整備					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	景観重要樹木の指定	5本		→	→	→			
	②	景観資源の所有者への支援（維持管理経費の補助）	5件		→	→	→	→	→	→
	③	協働推進体制の整備			→	→	→			
	④	協働推進体制による保全・周知の実施						→	→	→
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価								最終評価	
	実施状況	20年度								
21年度										
22年度										
23年度										
24年度										

5 事務事業の効率化と重点化

重点事項 5－（１）

実施事項名		庁舎維持管理経費の節減			担当課		財務部用地管財課			
現状・問題点・必要性		経費節減及び地球温暖化対策の視点からも、庁舎の維持管理経費の節減を図る必要があります。								
実施内容		照明器具のこまめな点消灯、冷房期の室温調整、エレベーターの運転台数の減、水道量調整（トイレ止水栓による流量調整）、照明機器などの購入・更新の際の省エネルギー型製品の選択を行い、省エネに努めます。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		2		%	ちがさきゲンコツ（減CO ₂ ）プランにおける光熱水費の使用量の削減目標（対平成17年度比）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	光熱水費の使用量の削減	平成17年度比で2%削減	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （光熱水費の削減見込額）		24	24	24	24	24	累計	120
		実績効果額（万円）		△ 187					累計	△ 187
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （光熱水費の使用量の削減率）		2	2	2	2	2	累計	-
		年度ごとの実績値（%）		2					累計	-
	取組に対する評価				A					最終評価
実施状況	平成20年度		各種使用量において、17年度使用量と比べると、電気は5%の減、ガスは67%の減、灯油は24%の減、水道は33%の減となっています。額を比べると電気料や灯油の価格の高騰で増額となっています。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 5－（２）

実施事項名		財政状況を考慮した投資的事業の選択			担当課		企画部企画調整課・行政管理課			
現状・問題点・必要性		引き続き厳しい財政状況の中、市民ニーズにあった施策の方向性を見極め、徹底した検証による実施すべき事業の選択を行う必要があります。								
実施内容		次期総合計画策定や新総合計画後期基本計画第5次実施計画の事業選択において、業務棚卸し等の評価により優先度や必要性の検証を行い、投資的事業の採択を実施します。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成20年度より 随時		実施 時期	投資的事業の選択のため、業務棚卸し等による評価の実施					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	新総合計画後期基本計画第5次実施計画の策定		→ →						
	②	次期総合計画策定		→ →	→ →					
	③	次期総合計画第1次・第2次実施計画の策定				→ →		→ →		
④	業務棚卸評価の実施		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		平成20年度中に第5次実施計画を策定しました。策定にあたっては、事業の必要性の精査や事業費の査定に業務棚卸評価や実施計画事業要求シートを活用しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 5－（3）

実施事項名	全庁的な時間外勤務の抑制				担当課		総務部職員課、企画部行政管理課			
現状・問題点・必要性	毎週水曜日及び毎月の給料支給日をノー残業デーとし、また、毎月の時間外勤務の状況を課ごとに報告を求めるなど、時間外の抑制に努めていますが、際だった効果が見られません。									
実施内容	ノー残業デーの履行を徹底します。また、すべての事業手法を一から見直す業務棚卸しを行い、臨時職員の活用、業務委託、機動的な職員配置などの改善策により、時間外勤務の抑制に努めます。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	20万			時間	平成19年度の時間外勤務の総時間（22万4千時間）から10％削減した時間／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	管理職による時間外勤務のマネジメントの強化	時間外勤務の内容の事前確認の徹底	→	→	→	→	→	→	
	②	ノー残業デーの履行の徹底	早期帰宅の奨励、消灯の実施	→	→	→	→	→	→	
	③	時間外勤務手当	平成19年度時間外勤務時間の10％減の維持	→	→	→	→	→	→	
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （時間外手当の削減額）		6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	累計	34,560
		実績効果額（万円）		△7,700					累計	△ 7,700
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（時間） （目標とする1年間の時間外勤務総時間）		20万	20万	20万	20万	20万	累計	-
		年度ごとの実績値（時間）		25万					累計	-
			取組に対する評価		C					最終評価
実施状況	平成20年度		毎週水曜日、給与支給日等における「ノー残業デー」の庁内放送をしたり年度当初に、時間外勤務命令時間の設定を行い、4半期毎に設定目標に対する達成度を職員課長に報告させたりするなど時間外削減の取り組みを行いました。後期高齢者医療制度などの保健医療制度の改正などによる事務量の増加の影響で時間外勤務は19年度を上回る結果となりました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 5－（４）

実施事項名		特殊勤務手当の削減			担当課		総務部職員課			
現状・問題点・必要性		社会情勢の変化により、業務の特殊性が薄れ、手当の支給趣旨にそぐわなくなった特殊勤務手当があるため、廃止、あるいは段階的に削減を行う必要があります。								
実施内容		平成１９年度に一般職員の給与に関する条例の改正を行い、特殊勤務手当のうちその支給趣旨にそぐわなくなった手当について２２年度までの３年間で段階的に削減を実施します。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		2,480		万円	特殊勤務手当のうち、その支給趣旨にそぐわなくなった手当削減の効果額（平成１８年度の各手当支給額の合計を基準とする）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	賦課徴収手当	手当の廃止（平成21年度～）		→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	自動車運転手当	手当の廃止（平成22年度～）			→ →	→ →	→ →		
	③	清掃作業手当	手当の廃止（平成22年度～）			→ →	→ →	→ →		
	④	年末年始手当	手当の廃止（平成22年度～）			→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （削減した特殊勤務手当の見込額）		1,894	2,086	2,480	2,480	2,480	累計	11,420
		実績効果額（万円）		1,626					累計	1,626
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （削減した特殊勤務手当の見込額）		1,894	2,086	2,480	2,480	2,480	累計	11,420
		年度ごとの実績値（万円）		1,626					累計	1626
	取組に対する評価				A					最終評価
実施状況	平成２０年度		平成19年10月に給与条例の改正を行い、段階的に特殊勤務手当の縮減を行いました。20年度は、賦課徴収手当、清掃作業手当及び年末年始手当の支給金額の削減を行いました。このうち賦課徴収手当については20年度で廃止することとしました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 5－（5）

実施事項名	外郭団体のあり方の見直し			担当課		企画部行政管理課				
現状・問題点・必要性	行政サービスを補完及び支援する役割を担ってきた外郭団体（出資及び財政支援団体）について、市の厳しい財政状況の中、民間事業者との競争に耐えうる経営体質を身につけることが求められています。また、平成18年に公布された公益法人制度改革関連3法により、公益法人としてのあり方の検討も求められています。									
実施内容	外郭団体の経営状況・財務内容の分析及び公益法人制度改革関連3法に基づき、外郭団体そのもののあり方や、外郭団体への関与のあり方を見直します。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	平成24年度			実施期限	平成20年度中にすべての外郭団体のあり方基本方針を策定し、基本方針に基づいた外郭団体の見直しを平成24年度までに実施します。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	庁内検討プロジェクトの開催（24年度内に公益法人としての法人格を明確化する。）	年5回	→	→	→	→	→	→	
	②	外部研究会等への参加		→	→					
	③	経営体質の改善・スリム化	外郭全団体	→	→	→	→	→	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		各団体及び関係課との協議により、公益法人制度改革に向けた課題の抽出を行いました。併せて、経営体質改善等の課題抽出を行いました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 5 - (6)

<21年度追加>

実施事項名		入札・契約の適正化の推進		担当課		財務部契約検査課				
現状・問題点・必要性		茅ヶ崎市では、これまで電子入札の導入等により、入札・契約の過程や契約内容の透明性の確保、入札参加者間の公正な競争の促進、談合等不正行為の排除の徹底を図ってきました。一方で、価格以外の多様な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約をすることもなお一層求められています。								
実施内容		制限付き一般競争入札（一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、工事等の実績等を要件とする資格を定め、入札を行うこと）の適用範囲の拡大、総合評価方式（価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式）による競争入札の導入を進めます。								
重点目標		数値		単位		定義				
		平成23年度		実施期限		総合評価方式による競争入札の本格導入の時期				
実施スケジュール	実施する項目		目標値		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	電子入札システムの拡大（重点事項1－（5）再掲）	物品（情報処理用機器材・電器機器・医療機器）工事（全部）		→	→	→	→	→	→
	②	制限付き一般競争入札の適用範囲の拡大			→	→	→	→	→	→
	③	総合評価方式による競争入札の試行実施			→	→	→			
	④	総合評価方式による競争入札の本格導入	平成23年度					→	→	→
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度		工事と工事に係る委託の制限付き一般競争入札を3千万円以上の案件についてまで拡大しました。最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しを行いました。総合評価方式を試行実施しました。							
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 5 - (7)

<21年度追加>

実施事項名	ごみ焼却処理施設の維持管理業務の見直し			担当課		環境部環境事業センター				
現状・問題点・必要性	地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が急務となっている中で、ごみ焼却処理施設は、ごみの持つエネルギーを可能な限り回収し電力として有効利用するとともに、施設の消費電力も大きいため省エネルギー化を図る必要があります。									
実施内容	ごみ焼却処理施設について、契約電力の変更及び薬剤使用量の見直し等により、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、併せて維持管理に要するコストの節減を図ります。									
重点目標	数値		単位	定義						
	6,184		万円	平成19年度を基準とした見直しによる節減効果額 (年1, 546万円×4年=6, 184万円)						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	契約電力の見直しによる電気料の節減 (1600kW→1500kW)	効果額 156万円／年		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	焼却処理施設にて使用している薬剤の吹込量の見直しによる経費の節減	効果額 790万円／年		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	電力需給契約の見直しによる売電収入増 (単年度契約→複数年契約)	効果額 600万円／年		→ →	→ →	→ →	→ →		
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （平成19年度比の効果額）			1,546	1,546	1,546	1,546	累計	6,184
		実績効果額（万円）							累計	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 （平成19年度比の効果額）			1,546	1,546	1,546	1,546	累計	6,184
		年度ごとの実績値							累計	
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 5 - (8)

<21年度追加>

実施事項名		「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組			担当課		消防本部消防総務課・警防課			
現状・問題点・必要性		消防車両の整備はこれまで、現存車両の経過年数又は走行距離のどちらか一方が一定の基準を超過した時点で、これと同仕様の車両に順次更新してきました。しかしながら、近年、財政状況の悪化や消防を取り巻く環境の変化が顕著であることから、更新の手法を見直す必要性があるととも、拡大する市民ニーズに応えられるよう装備等を強化した消防車両の整備が必要と言えます。また、更新時に装備等を強化した消防車両を有効に活用するためには、高度な救助技術の習得等、消防職員の技術向上を図る必要があります。								
実施内容		消防車両を効率的かつ時代や市民のニーズに的確に対応することのできる機能を有する車両に計画的に更新します。また、消防隊員に高度な救助技術を習得させるなどして、救助隊員の増員を行わずに幅広い消防サービスの提供に努めます。								
重点目標		数値		単位	定義					
		毎年度		実施時期	「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく車両の整備と人材の有効活用					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	効率的な消防車両の整備	更新車両の減		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	消防隊員の救助技術の習得	小和田・鶴嶺出張所での実施		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			660	-	306	2,800	累計	3,766
		実績効果額（万円）				-			累計	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	-	-	累計
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 5 - (9)

実施事項名	ホストコンピュータの契約方法の見直し			担当課		企画部情報推進課			
現状・問題点・必要性	平成20年度に策定した「ちがさき情報化プラン」において、「情報システムに係るトータルコストの削減」、「体系的な情報システム管理の実現」及び「公平かつ透明性の高い調達の実現」に向けて情報システムの最適化方針を定めており、この中でホストコンピュータのオープン化等を段階的に実施していくこととしています。								
実施内容	平成21年度以降ホストコンピュータのオープン化等を段階的に実施していく過程に入ることから、平成20年度までレンタル契約で利用をしていた現行のホストコンピュータを更新せず、さらに5年間の長期継続利用にも耐えうると判断しリース契約を行い、リース契約のメリットを活用した経費節減をめざします。								
重点目標	数値		単位	定義					
	平成21年度		実施時期	ホストコンピュータの契約方法の見直し (平成21年度から平成25年度)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	ホストコンピュータの契約方法の見直し	平成21年4月		→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②								
	③								
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （使用料及び賃借料の削減額） 実績効果額（万円） （使用料及び賃借料の削減額）			4,640	4,640	4,640	4,640	累計 18,560
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			4,640	4,640	4,640	4,640	累計 18,560
	取組に対する評価								最終評価
	20年度								
	21年度								
実施状況	22年度								
	23年度								
	24年度								

6 行政経営システムの整備

重点事項 6ー(1)

実施事項名		「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の取組			担当課		総務部職員課			
現状・問題点・必要性		地方分権社会の進展、住民意識の変化などを背景として、複雑多様化する行政需要に的確に対応できるよう組織の強化が求められており、その担い手となる人材の育成が急務となっています。また、職員の能力と実績を重視した人事給与制度を導入することにより、透明性、公平性、公正性及び納得性を高めることが求められています。								
実施内容		人材育成基本方針に掲げる諸施策のうち、平成16年度から試行し、平成18年度から管理職については本格実施している人事評価システムを管理職以外の職員についても平成22年度からの本格実施に向けて検討を進めます。また、複線型人事コース制度についても平成20年度中に制度設計し、平成21年度からの実施に向けて検討を進めます。また、職員が積極的に研修に参加できるよう研修制度の見直しを行います。								
重点目標		数値等			単位	定義				
		平成22年度			実施時期	人事評価システムの本格実施（主幹以下）に向けた検討を進めます。				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	人事評価システムの本格実施（主幹以下）	平成22年度実施			→ →	→ →	→ →		
	②	複線型人事コース制度の導入	平成21年度実施		→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	職員が積極的に研修に参加する機会の創出	全庁公募による研修科目の拡大	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		人事評価システムについては、全ての一般行政職員を対象とした本格実施に向けて準備を進めています。20年度は、評価者フォロー研修を実施し、既に本格実施している担当課長以上の実績を踏まえた評価システムの一部修正を行いました。複線型人事制度については、他市の取り組みなどの情報収集を行い、たたき台となる素案をもとに制度設計について協議しました。研修については、公募による研修科目を拡大しています。また、平成20年度研修事業として①政策形成能力の向上②職務遂行能力の向上③マネジメント能力の向上④職員資質の向上・市民対応能力の向上を図る研修を実施し、職場研修（OJT）の充実を図りました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 6－（2）

実施事項名	職員採用試験のあり方の見直し				担当課		総務部職員課			
現状・問題点・必要性	地方分権社会の進展、住民意識の変化などを背景として、複雑多様化する行政需要に的確に対応できるよう組織の強化が求められており、その担い手となる優秀な人材を積極的に確保する必要があります。									
実施内容	多様で優秀な人材確保のため、採用試験を筆記試験よりも面接に重点を置いた人物重視の採用手法とするとともに、茅ヶ崎市での仕事の内容や採用試験に関する情報についてPRを積極的に行い、採用予定者数を大幅に上回る受験者からの採用をめざします。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	10		倍	毎年度の採用試験の採用倍率						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	採用試験方法の見直し		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	採用説明会の充実		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	採用試験のパンフレットの充実		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④	民間就職サイトへの求人掲載、合同就職セミナーへの参加		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（倍） （採用倍率）		10	10	10	10	10	累計	-
		年度ごとの実績値（倍）		13.8					累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		①については、筆記試験重視から面接試験重視へ転換し、人物重視の採用方法としました。 ②については、受験者が興味を持っている各分野毎に分けて若手職員を中心に説明するブース形式をとることにより充実させました。 ③については、20年度採用からは民間企業との協働により、民間企業のパンフレットに引けをとらない充実した内容に仕上げることができました。 ④については、民間就職サイトへの求人掲載及び合同就職セミナーへ参加しました。 6月実施の事務職員等の採用試験、11月実施の保育士等の採用試験、7月と12月に実施した現業用務職の採用試験の何れも平均で10倍を超える応募がありました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 6－（3）

実施事項名		特別支援教育の充実			担当課		教育委員会教育指導課			
現状・問題点・必要性		非常勤嘱託職員、臨時職員（合計90人）が、各小中学校の特別な配慮を必要とする児童生徒の学習支援や生活介助にあたっていますが、それぞれの任用条件が異なるため、学校の運営上、人材活用の点で勤務日数がまちまちであること、年休時の代替への対応等課題が生じています。子どもたちへのよりきめ細やかな支援を行うために任用条件の見直しを行う必要があります。								
実施内容		現在のふれあい補助員の任用条件に統一します。 任用条件を統一することで、週3～4日の勤務形態で働けるため、応募者が広範囲におよぶことが期待され、より適切な人材を確保することができます。 学校においても児童生徒の状況によってきめ細やかな支援ができます。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		115		人	特別な配慮を要する児童生徒の個に応じた支援の充実を目指し、平成23年度に任用するふれあい補助員の人数。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	準備事務（要綱の改正等）	→ →							
	②	ふれあい補助員の任用		→ →	→ →					
	③	新規ふれあい補助員の任用				→ →	→ →			
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （給与費の削減見込額）	-	400	400	400	400	累計	1,600	
		実績効果額（万円）	-					累計		
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(人) (ふれあい活動補助員の人数)	90	110	110	115	115	累計	-	
		年度ごとの実績値（人）	89					累計	-	
	取組に対する評価		A					最終評価		
実施状況	平成20年度		各小中学校に派遣されているふれあい補助員・ふれあい教員・特別支援学級介助員・通常級介助員の任用条件の見直しのため、職種の変更による「茅ヶ崎市教育委員会非常勤嘱託員職員の任用及び勤務条件に関する要綱」の改正準備や平成20年度任用者に対する任用形態変更についての周知等、21年度からの新しい制度移行に向けて準備を行いました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 6－（４）

実施事項名		定員管理の適正化		担当課		企画部行政管理課				
現状・問題点・必要性		本市の職員数は、直近のピークであった平成16年度1,861人から、平成17年度1,841人、平成18年度1,827人、平成19年度1,839人、平成20年度は1,834人で推移しています。今後も効率的・効果的な行政運営を進め、人件費の抑制をさらに推進していくため、行政自らが担う役割を重点化するとともに、退職者の補充については十分検討する必要があります。								
実施内容		第3次定員適正化計画（平成18年度～平成22年度）に基づく定員適正化の取組を進めるとともに、同計画の終了を見据えて、新たな定員適正化計画を策定し、職員数の厳格な管理を行います。								
重点目標		数値		単位		定義				
		95		人		第3次定員適正化計画に基づく、平成20年度から平成22年度までの職員の削減人数				
実施スケジュール	実施する項目		目標値		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	各年度職員配置	H21:1,765 H22:1,730		→ →	→ →				
	②	職員の動向、分析			→	→ →				
	③	事務事業の調査、分析（行政評価制度を活用）			→	→ →				
	④	第4次計画の策定	平成22年1月まで		→	→ →				
	⑤	第4次計画に基づく職員配置	平成22年4月から				→ →	→ →	→ →	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （人件費への影響額）		25,200	28,800	31,500			累計	85,500
		実績効果額（万円）		4,500					累計	4,500
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（人） （職員の削減数）		28	32	35			累計	95
		年度ごとの実績値（人）		5					累計	5
	取組に対する評価				C					最終評価
実施状況	20年度		一定の職員の削減については行えたものの、法制度の改正や高度化複雑化する市民ニーズなどの影響により、目標は達成することは出来ませんでした。							
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

重点事項 6－（５）

実施事項名	庁内分権の推進			担当課	企画部行政管理課				
現状・問題点・必要性	これまで一定の予算枠を各部局に付与する枠配分方式を実施・拡充する等庁内分権を進めてきました。しかしながら、縦割りで中央集権的な行政組織は、行政運営の迅速化を阻害するだけでなく、複雑多様化する行政課題に対して弾力的な対応ができない問題点があり、さらなる庁内分権の推進が必要です。								
実施内容	部長権限をさらに強化し、部局の流動的な職員配置やインセンティブ予算制度（改善による努力によって効率的な予算執行をした事業について、次年度、優先的な予算配分を行う制度）による各部局への人件費の予算配分等の検討を進め、迅速な意志決定ができる組織をめざします。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成２２年度		開始	決裁権限の下部層への移譲及び臨時職員の部内の流動的活用を実施する。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	部内における職員の流動的な配置				→ →			
	②	人件費のインセンティブ予算への検討		→ →					
	③	人件費のインセンティブ予算の実施				→ →	→ →	→ →	
	④	決裁権限の下部層への移譲の調査・研究			→ →				
	⑤	決裁権限の下部層への移譲の実施				→ →	→ →	→ →	
	⑥	臨時職員の部内の流動的活用の調査・研究			→ →				
⑦	臨時職員の部内の流動的活用の実施				→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		B					最終評価	
実施状況	平成２０年度	正規職員以外の職員（非常勤嘱託職員等）の重点的活用による、職員の負担軽減及び人件費の削減を目指し、これを原資とした各所属へのインセンティブ予算の検討を行いました。							
	平成２１年度								
	平成２２年度								
	平成２３年度								
	平成２４年度								

重点事項 6－（６）

実施事項名		組織機構の見直し			担当課		企画部行政管理課			
現状・問題点・必要性		社会経済情勢の変化や、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織機構の実現を継続的に図る必要があります。								
実施内容		スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本に簡素合理化に努め、新総合計画の施策体系及び公共施設再編整備に対応した組織機構の実現を図ります。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成２２年度当初		実施時期	新たな総合計画の施策の実行に対応する組織の改正を実施する。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	新たな総合計画の施策の実行に対応する組織の庁内検討会議（２０年度修正）		→ →	→ →					
	②	市民ニーズ等に的確に対応できる効率的な行政組織を整備するための指針の策定	平成２２年度当初			→				
	③	新たな総合計画の施策の実行に対応する組織の整備	平成２１年度当初		→ →					
	④	新たな総合計画の施策の実行に対応する組織機構の実現	平成２２年度当初			→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価				A					最終評価
実施状況	平成２０年度		次期総合計画の施策体系に基づく組織機構となるため、次期総合計画の策定作業と併行し検討を行いました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 6－（7）

実施事項名	定期監査（学校監査）の見直し				担当課	監査事務局				
現状・問題点・必要性	毎年、小中学校を対象とした監査を半数ずつ交互に実施しています。よって、学校単位において4年サイクルとなっています。より監査の実効性を高めるためには、サイクルの短縮が必要です。									
実施内容	より監査の実効性を高めるため、現行の4年サイクルを短縮して、2年サイクルで実施し、監査の充実を図ります。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	31			学校	2年間（平成20、21年度）で全小中学校を監査する数。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	2年サイクルの試行内容の検討	平成20年9月まで	→						
	②	2年サイクルの試行	平成22年3月まで	→	→	→				
	③	2年サイクルの試行内容の見直し	平成22年9月まで		→	→				
④	2年サイクルの完全実施	2年サイクル			→	→	→	→	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（校） （監査を実施する小中学校の数）		15	16	15	16	16	累計	78
		年度ごとの実績値（校）		16					累計	16
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		試行内容の検討については監査サイクル短縮による対象学校数の増加に対応するため、効率的な予備調査及び監査委員監査の方法を検討し、実施計画及び関係帳票の整備を行いました。試行については計画段階の15校に1校分追加し、小中学校の約半数（16校）の定期監査（学校監査）を実施しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 6－（８）

実施事項名		職員提案の活性化			担当課		企画部行政管理課			
現状・問題点・必要性		職員の創意工夫による市民サービスの向上及び事務処理の効率化のための職員提案をさらに活性化させる必要があります。								
実施内容		平成18年度34件、平成19年度55件と増加しつつある職員提案について、目標である年間100件の提案をめざし、新たな取組を進めていきます。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		100		件	職員提案の件数／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	新たな実施方法の検討	→ →							
	②	新たな実施方法の実施		→ →	→ →	→ →	→ →			
	③	アントレプレナーシップ制度の検討	→ → →							
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （職員提案の提案件数）		100	100	100	100	100	累計	-
		年度ごとの実績値（件）		37					累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集しましたが目標とする年間提案件数100件は達成できませんでした。年間で37件の提案があり、1回の審査会を行いました。このうち、実績提案「ボイラー使用水の循環」については、経費の節減につながる効果がありました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 6 — (9) 【実施事項2－8再掲】

<21年度追加>

実施事項名	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供			担当課	企画部情報推進課					
現状・問題点・必要性	行政内部において様々な分野で地図情報が活用されていますが、地図情報を共有化し、地図の重複整備を防止することで、事務の効率化を図ることができます。また、防災・災害に対する情報、生活関連施設情報、観光情報、都市計画情報等は、地図と併せた情報提供により、市民や市外の人々にとって有益な情報となり得ます。									
実施内容	全庁型の共有インフラとしての全庁型地理情報システム※を整備し、共有化した地図情報を提供します。システム導入後、庁外への提供が可能な情報は、市のホームページ等から積極的に発信します。また、地図データは、庁外への公開・利用を見込み、整備します。（本重点事項は「ちがさき情報化プラン」の情報化施策のひとつに位置付けられています。） ※地理情報システム 地理的位置を手がかりに、位置に関するデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムを指します。Geographic Information System (GIS)と総称されています。									
重点目標	数値		単位	定義						
	平成22年度		実施時期	データの整備の完了時期 地図と併せた情報提供の開始時期						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	システム完成	平成21年度中		→ →					
	②	データの整備	平成22年度中			→ →				
	③	地図情報のホームページ等による情報発信	平成22年度中			→ →	→ →	→ →	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値			-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値			-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価								最終評価	
実施状況	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度									
	24年度									

7 経営視点に立った財政運営

重点事項 7- (1)

実施事項名		新たな財政指標及び連結財務諸表の公表		担当課		財務部財政課				
現状・問題点・必要性		平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立しました。このことにより、市は平成20年度に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の公表を、また平成21年度に、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」及び「純資産変動計算書」の4表（連結財務諸表）を公表する必要がある等、財政状況の説明についてさらなる責任が求められています。								
実施内容		平成20年度までに、新たな4つの財政指標を公表します。また、平成21年度までに、連結財務諸表を公表します。また、その内容についても、市の財政状況がよりわかりやすく理解できる内容となるように努めます。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		毎年度		公表時期	新たな財政指標及び連結財務諸表の公表 （平成21年度修正）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の公表	平成20年度	→	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	連結財務諸表の公表に向けた検討	検討会議回数：4回	→ →						
	③	連結財務諸表の公表	平成21年度		→ →	→ →	→ →	→ →		
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を公表しました。また、企業会計的な手法を取り入れた「連結財務書類4表」を試作し、公表しました。その後、財務書類に、本市のプロフィールや施策分野別の財務書類、財政の健全性を判断する健全化判断比率などの情報を加えた、包括年次財務報告書を作成しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7ー（2）

実施事項名	行政サービスのコスト（事業原価）を把握				担当課		企画部行政管理課			
現状・問題点・必要性	従来、行政サービスに必要なコストとして認識されてきたのは、直接事業費のみでした。しかし、事務事業の効率性や有効性を適正に評価し、行政経営をめざすには正確なコストの把握が必要です。									
実施内容	行政サービスのコストを直接事業費のほか人件費や公債費など間接的な経費を含めた正確な把握を行います。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	毎年度			実施時期	事業別従事職員表の作成					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	各業務の事業別従事職員表の作成	年1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	管理会計手法の調査・研究		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	施設利用者一人あたりの利用コストの公表				→ →	→ →	→ →		
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		業務棚卸しの実施にあわせて、事業別従事職員表を作成しました。また、庁内に受益者負担のあり方検討プロジェクトチーム（実施事項7ー21参照）において、公の施設のコストの公表に向けて検討を行いました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－（3）

実施事項名	市税の徴収率の向上			担当課	財務部納税課				
現状・問題点・必要性	市税の徴収率は、平成17年度98.35%、平成18年度98.46%、平成19年度98.36%（見込み）で推移しています。歳入の根幹をなす市税収入の確保と納税者間の税負担の公平性を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	文書・電話での催告、財産調査を徹底し、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	98.46		%	目標とする市税の徴収率 （平成19年度収納率見込み98.36%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	市税徴収率の向上	98.46%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	納税推進センターによる納付勧奨の実施（平成21年度追加）	平成21年10月		→ → →				
	③								
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	3,600	3,600				累計	7,200
		実績効果額（万円）	△ 734					累計	△ 734
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	98.46	98.46				累計	-
		年度ごとの実績値（%）	98.12					累計	-
	取組に対する評価		B					最終評価	
実施状況	平成20年度	文書・電話での催告を前倒ししたり、財産調査の徹底、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を実施しましたが、経済情勢を反映し、特に市県民税及び法人市民税の落ち込みにより目標達成には至りませんでした。							
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7ー（４）

実施事項名		国民健康保険料の徴収率の向上		担当課		保健福祉部保険年金課				
現状・問題点・必要性		徴収率の高い75才以上の加入者が後期高齢者医療制度に移る非常に厳しい中、保険料の受益と負担の公平性及び財源の確保を図るため徴収率の向上を図る必要性があります。								
実施内容		徴収率の高い75才以上の加入者が後期高齢者医療制度に移る状況で徴収率の確保をするのが非常に厳しい中、平成20年度の予算上は収納率91.52%を見込んでいます。電話催告及び個別訪問並びに納付相談など、きめ細かい折衝・交渉による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標		数値等		単位		定義				
		91.60		%		目標とする国民健康保険料の徴収率				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	国民健康保険料の徴収率向上	91.60%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）		500	505				累計	1,005
		実績効果額（万円）		△ 10,625					累計	△ 10,625
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）		91.60	91.60				累計	-
		年度ごとの実績値（%）		89.84					累計	-
	取組に対する評価				B					最終評価
実施状況	平成20年度		夜間電話催告・休日臨戸徴収や、督促・催告・保険証の更新時での納付相談の機会を捉え、折衝による滞納整理を実施しましたが、経済情勢もあり目標達成に至りませんでした。引き続き徴収率の向上に努めます。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－（５）

実施事項名		介護保険料の徴収率の向上			担当課		保健福祉部高齢福祉介護課			
現状・問題点・必要性		介護保険料の徴収率は、平成17年度98.48%、平成18年度98.42%、平成19年度98.45%（見込み）で推移しています。介護保険料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容		積極的な戸別訪問や納付相談など、きめの細かい対応・折衝による滞納整理を行い、徴収率の向上を図ります。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		98.60		%	目標とする介護保険料の徴収率 （平成19年度収納率見込み98.45%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	介護保険料の徴収率向上	98.60%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	臨時個別訪問の実施	7回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	督促・催告状等通知	月1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	④	納付相談	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）		316	313				累計	629
		実績効果額（万円）		128					累計	128
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）		98.60	98.60				累計	-
		年度ごとの実績値（%）		98.58					累計	-
	取組に対する評価				B					最終評価
実施状況	平成20年度		介護保険料の徴収については、特別徴収及び普通徴収により実施していますが、普通徴収による未納付を減らすため、督促状や催告状を送付し、また、生活困窮者のための減免措置等納付相談を実施しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－（6）

実施事項名	保育料の徴収率の向上			担当課	保健福祉部保育課				
現状・問題点・必要性	保育料の徴収率は、平成17年度97.41%、平成18年度97.35%、平成19年度97.37%（見込み）で推移しています。保育料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行い徴収率の向上を図ります。なお民間保育園への収納事務の協力依頼を引き続き行います。また悪質な滞納者への差押え方法の検討・体制を整備し実施する。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	98.00		%	目標とする保育料の徴収率 （平成19年度収納率見込み97.37%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	保育料の徴収率向上	98.00%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	滞納処分の実施（差押え）	実施時期平成21年度	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	380	373				累計	753
		実績効果額（万円）	△ 88					累計	△ 88
	目標の進捗管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	98.00	98.00				累計	-
		年度ごとの実績値（%）	97.26					累計	-
	取組に対する評価		B					最終評価	
実施状況	平成20年度		現年度分（20年度）については達成することができませんでしたが、過年度分については前年を大幅に上回りました。また、督促状を書式を見直し、規則改正についても検討中です。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7ー（7）

実施事項名	し尿処理手数料の徴収率の向上			担当課		環境部ごみ対策課					
現状・問題点・必要性	し尿処理手数料の徴収率は、平成17年度97.14%、平成18年度96.87%、平成19年度96.80%（見込み）で推移しています。し尿処理手数料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。										
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。										
重点目標	数値等		単位	定義							
	97.00		%	目標とするし尿処理手数料の徴収率 （平成19年度収納率見込み96.80%）							
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表							
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	し尿処理手数料の徴収率向上	97.00%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
	②	戸別訪問		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
	③	電話催告・納付相談		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
④											
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	40	7					累計	47	
		実績効果額（万円）	△ 8							累計	△ 8
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	97.00	97.00						累計	-
		年度ごとの実績値（%）	96.85							累計	-
	取組に対する評価		B							最終評価	
実施状況	平成20年度		滞納者への催告書の発送や臨戸徴収により滞納整理を行いました。徴収率は96.85%でした。平成21年度は催告書や臨戸徴収のほか電話催告を積極的に実施し徴収率の向上に努めます。								
	平成21年度										
	平成22年度										
	平成23年度										
	平成24年度										

重点事項 7ー（８）

実施事項名	市営住宅使用料の徴収率の向上			担当課	建設部建築課				
現状・問題点・必要性	市営住宅使用料の徴収率は、平成17年度97.06%、平成18年度97.54%、平成19年度97.00%（見込み）で推移しています。市営住宅使用料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	97.50		%	目標とする市営住宅使用料の徴収率 （平成19年度収納率見込み97.00%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	市営住宅使用料の徴収率向上	97.50%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	戸別訪問の実施	6回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③	督促・催告書の通知	月1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	④	納付・電話相談	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	42	42					累計 84
		実績効果額（万円）	△148						累計 △148
	目標の進捗管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	97.50	97.50					累計 -
		年度ごとの実績値（%）	95.01						累計 -
	取組に対する評価		C						最終評価
実施状況	平成20年度	電話・文書による催促を増やすなど徴収率の向上に努めましたが、徴収率は95.01%でした。平成21年度は、継続的に督促を行うとともに戸別訪問を増やすなど徴収率の向上に努めます。							
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7ー（9）

実施事項名	下水道使用料の徴収率の向上			担当課		下水道部下水道総務課			
現状・問題点・必要性	下水道使用料の徴収率は、平成17年度98.20%、平成18年度97.80%、平成19年度97.60%（見込み）で推移しています。下水道使用料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため徴収率の向上を図る必要があります。								
実施内容	現年度分の滞納額を抑制するため、県企業庁への徴収委託を継続実施します。また、積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	97.70		%	目標とする下水道使用料の徴収率 （平成19年度の収納率見込み97.60%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	下水道使用料の徴収率向上	97.70%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	徴収委託実施	毎年委託	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③	催告書送付	2回／年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	④	戸別訪問の実施	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	290	280				累計	570
		実績効果額（万円）	1,213					累計	1,213
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	97.70	97.70				累計	-
		年度ごとの実績値（%）	98.24					累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	
	実施状況	平成20年度	県企業庁への事務委託により水道料金との一括徴収を行っています。 滞納者に対し催告書を発送しました。 毎月2回の戸別訪問を実施しました。						
平成21年度									
平成22年度									
平成23年度									
平成24年度									

重点事項 7ー（10）

実施事項名		民間広告の掲載による財源確保			担当課		総務部秘書広報課、企画部企画調整課・行政管理課、財務部財政課・用地管財課、その他関係課			
現状・問題点・必要性		民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な媒体についての検討を進めています。								
実施内容		「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告掲載についての問題点を整理し、可能なものから積極的に順次実施します。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		6,150		万円	平成20年度から平成24年度までの民間広告の掲載による効果額					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	広報紙への広告掲載	広告料収入649万円／年	→	→	→	→	→	→	
	②	公式ホームページへの広告掲載	広告料収入120万円／年	→	→	→	→	→	→	
	③	ごみ通信ちがさきへの広告掲載	広告料収入36万円／年	→	→	→	→	→	→	
	④	「ごみと資源物の分け方・出し方」への広告掲載	広告料収入20万円／年	→	→	→	→	→	→	
	⑤	コミュニティバスへの車体広告の掲載	広告料収入404万円／年	→	→	→	→	→	→	
⑥	新たな広告事業の検討・実施	実施件数2件／年	→	→	→	→	→	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （広告料の見込額）		1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	累計	6,150
		実績効果額（万円）		914					累計	914
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （新たに実施する民間広告掲載）		2	2	2	2	2	累計	10
		年度ごとの実績値（件）		3					累計	3
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成19年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤） 懸案事項であった行政財産への広告掲載を目的とした市場価格に準じた広告料金の設定については、行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例等の改正を行い、市庁舎内エレベーター扉の広告募集を開始しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

※担当課の _____ は、本実施事項の主管課となります。

重点事項 7ー（11）

実施事項名		全庁的な徴収率向上への取組			担当課		財務部納税課、保健福祉部保険年金課、高齢福祉介護課、保育課、環境部ごみ対策課、建設部建築課、下水道部下水道総務課			
現状・問題点・必要性		税及び保険料等の滞納者は、重複滞納しているケースが多いが、各担当ごとに行っているなど、滞納者への対応が不十分です。								
実施内容		税及び保険料等の滞納整理の手法について関係課で情報交換を行い、全庁を挙げて滞納額の減少に取り組めます。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		5		回	検討会議の開催回数／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	検討会議の開催 （新たな取組の検討及びノウハウの共有化）	平成22年3月まで	→ →	→ →					
	②	新たな徴収率向上への取組の実施				→ →	→ →	→ →		
	③									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回） （検討会議の開催回数）		5	5	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値（回）		2		-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		多重債務に関する連絡会議を2回開催し、司法書士による講演、本市の相談体制や事例についての検討及び情報交換などを行い情報の共有化を図りました。税と料の両方の関係課で行う検討会議については開催することができませんでした。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

※担当課の_____ は、本実施事項の主管課となります。

重点事項 7－(12)

実施事項名		債権の管理に係る条例の策定			担当課		財務部財政課			
現状・問題点・必要性		本市の債権（公法上・私法上の債権）については、現在、それぞれの債権を所管する課がそれぞれ法令等に基づいて徴収事務を行っていますが、今後、徴収事務の一層の効率化を図る必要があります。								
実施内容		本市の債権の保全、消滅、放棄等に関する規定を体系的に定める、債権の管理に係る条例の策定に向けた検討を行います。								
重点目標		数値等		単位		定義				
		4		回		債権の管理に係る条例の検討会議の開催回数／年				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	債権の管理に係る条例の研究・検討			→ →	→ →				
	②									
	③									
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回）（検討会議の開催回数）		4	4	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値（回）		2		-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		債権の管理に係る条例に関し、すでに条例を定めている自治体の事例を研究するとともに、今後の具体的なスケジュールについての検討を進めました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(13)

実施事項名	活用予定のない市有地の売却・貸付・交換			担当課		財務部用地管財課、建設部建設総務課・道路管理課、下水道部下水道管理課			
現状・問題点・必要性	活用予定のない市有地の売却・貸付・交換については以前より取組を進めてきたところですが（実績効果額：平成17年度2,304万円、平成18年度7,051万円）、厳しい財政状況下において、今後もよりいっそう市有地の有効活用を図る必要があります。								
実施内容	民有地内の道水路敷を含め活用予定のない市有地の売却、貸付及び交換を進めます。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	5,000		万円	入札実施による売却及び貸付による収入見込額					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	土地の調査・選定		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	払下及び交換申請処理	15件	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③	価格の決定		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
④	相手方との交渉・契約		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （収入見込額）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	累計	5,000
		実績効果額（万円）	2,991					累計	2,991
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （収入見込額）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	累計	5,000
		年度ごとの実績値（万円）	2,991					累計	2,991
	取組に対する評価			A					最終評価
実施状況	平成20年度		市有財産について、申請者と検討・相談を行い、払下23件（売払収入約2,635万円）、貸付8件（貸付収入約357万円）、交換14件を行いました。払下のうち1件は一般競争入札により売却を行いました。また、平成20年度処理中案件197件のうち、道水路敷の払下げ27件及び道水路敷の交換8件を完了しました。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7－(14)

実施事項名	大型ごみとして回収した家具類等の有料提供		担当課	環境部環境事業センター					
現状・問題点・必要性	大型ごみとして回収した家具類等について、不用品の有効活用やごみの減量化を目的に、リサイクル品として無料で提供しています。								
実施内容	大型ごみとして回収した家具類等を有料で提供し、財源確保を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成23年度		実施時期	有料化の実施時期については継続して審議します。 (平成21年度修正)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	検討会議の設置	平成20年6月まで	→					
	②	検討会議による研究・検討 (21年度修正)	開催回数5回	→ →	→ →	→ →			
	③	有料化の実施 (21年度修正)					→ →	→ →	
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） (平成21年度以降算定します。)	-						累計
		実績効果額（万円）	-						累計
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） (有料提供する件数)	-						累計
		年度ごとの実績値（件）	-						累計
	取組に対する評価		C						最終評価
実施状況	平成20年度		有料化に向けた検討を進めた結果、平成16年度以降、リサイクル品展示室への来場者数が減少していることや、平成20年度から大型ごみ収集手数料の見直しを行ったことによる収集件数の大幅な減少、さらには民間リサイクル店が普及している状況等を考慮すると、リサイクル品を有料化することにより、さらに利用者及び申込者数が減少し、展示品をごみとして処分せざるをえなくな可能性があることがわかりました。有料化の実施時期等については継続して検討してまいります。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7－(15)

実施事項名	本市に対する寄附活動の活性化に向けた取組			担当課	財務部財政課					
現状・問題点・必要性	現在、寄附金や物品、土地の寄附については、市、各基金、社会福祉協議会それぞれが受け入れを行っています。厳しい財政状況の中、今後はさらに寄附活動の活性化を図ることが必要です。									
実施内容	市民に対して、本市への寄附の受け入れ窓口等についての情報や、寄附行為の税法上のメリット等を、ホームページ等により積極的に周知します。また、寄附に関する条例についての検討を行います。また、特定の施策に対する寄附の受け入れの範囲を拡大するため、特定目的基金の細分化を図ります。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	60			件	本市に対する寄附行為（物品含む）の件数 （平成19年度実績は40件）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	寄附に関するホームページのリニューアル	平成20年5月から	→						
	②	寄附に関する条例の研究・検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	特定目的基金の細分化に係る研究		→ →						
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		205					累計	205
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （受け入れる寄附の件数）		45	45	50	55	60	累計	255
		年度ごとの実績値（件）		54					累計	
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		20年5月に、寄附に関する市ホームページをリニューアルしました。また、寄附に関する条例の検討の一環として、茅ヶ崎市ふるさと基金条例を制定するとともに、基金の目的を施策分野別に細分化しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－（16）

実施事項名	下水道事業会計の地方公営企業法適用				担当課	下水道部下水道総務課				
現状・問題点・必要性	下水道事業はより一層の経営基盤の強化が求められており、経営状況・財務状況を明確化し、適正な原価計算のもと下水道使用料の算定と算定根拠を明確化し、また、民間に馴染みのある損益計算書や貸借対照表を作成することで市民に経営内容をわかりやすく公開するため、下水道事業会計に地方公営企業法を適用します。									
実施内容	下水道事業の経営基盤を強化するため、平成２４年４月より地方公営企業法適用をめざします。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	平成２４年４月			実施時期	地方公営企業法の適用開始					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	調査研究	会議の開催回数 １０回以上	→ →						
	②	具体的な運用に向けた取り組み	平成２４年 ３月まで		→ →	→ →	→ →			
	③	地方公営企業法適用	実施時期 平成２４年 ４月					→ →	→	
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成２０年度		庁内横断的なプロジェクトチーム及び検討部会を組織し、延べ26回の研究会を開催し、「地方公営企業法適用調査研究推進プロジェクトチーム報告書」としてとりまとめました。また、地方公営企業法の概要等についての研修会（４回）や先進都市30市へのアンケート調査、先進都市（岸和田市、東大阪市、大津市、川西市、西宮市）の視察を行いました。以上の結果を「茅ヶ崎市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針」として取りまとめました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 7ー(17)

実施事項名	「公共施設整備・再編計画」に基づいた公共施設の適正な整備			担当課		企画部施設再編整備課				
現状・問題点・必要性	「公共施設整備・再編計画」に基づき、耐震性が不足している公共施設の整備が求められています。そのため、施設そのもののニーズや財政状況等を十分に考慮し、各施設ごとの適正な維持、保全を図る必要があります。									
実施内容	耐震性の低い公共施設の再整備を図り、未利用の公有地等の有効的な利活用を推進します。さらに、施設ごとの再整備方針とあわせて、現行の機能のまま継続する施設以外のものについては、施設の複合化や統合等を検討し、公共施設の効率的な活用を図ります。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	15		施設	公共施設及び未利用の公有地の整備を実施する数						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	前期公共施設整備・再編の推進	平成25年3月まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	未利用公有地の整備再編	平成23年3月まで	→ →	→ →	→ →				
	③	整備プログラムの再検証（21年度追加）	平成21年10月まで		→ →					
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（施設） （実施する施設数）		2	2	5	1	5	累計	15
		年度ごとの実績値（施設）		2					累計	2
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている対象施設の再整備を当初の目標どおり達成することができました。また、中長期的な財政見通しを踏まえ、計画の整備プログラムを再検証することといたしました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－（18）

実施事項名	行政拠点地区再整備の推進			担当課		企画部施設再編整備課・文化推進課、財務部用地管財課、建設部建築課				
現状・問題点・必要性	行政拠点地区内の耐震性が低い公共施設の、早急な整備が必要です。このような状況のなか、市民生活の利便性向上を図るために、行政拠点地区内における活動拠点の集約化と機能強化、公共サービスの更なる向上が求められています。									
実施内容	「公共施設整備・再編計画」に基づき、旧耐震基準により建設された行政拠点地区内の公共施設の整備・維持管理を計画的、かつ効率的に進めます。さらに、公共施設の土地利用と施設配置等を見直し、施設の耐震性を確保することで、災害時等の活動拠点としての機能の充実を図ります。									
重点目標	数値		単位	定義						
	平成２４年度		実施時期	市民文化会館の耐震改修設計及び施工						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	行政拠点地区再整備基本構想の策定	平成21年3月まで	→ →						
	②	庁舎複合施設整備基本計画の策定（21年度修正）	平成23年3月まで			→ →				
	③	庁舎複合施設整備のための詳細設計及び建設（21年度修正）	平成27年3月まで				→ →	→ →	→	
	④	市民文化会館の耐震改修設計及び施工	平成24年9月まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		平成21年3月に茅ヶ崎市行政拠点地区再整備基本構想を策定しました。市民文化会館の耐震改修設計及び施工については、定期的な関係団体との意見交換、関係各課との協議、利用者アンケートを行い多角的な視点から大規模改修再整備の検討を進めました。検討事項を基に21年度に「茅ヶ崎市民文化会館耐震補強及び改修工事に伴う基本設計・実施設計業務委託プロポーザル」を実施します。なお、20年度中に緊急改修を行いました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(19)

実施事項名		海岸の市有地活用による拠点整備			担当課		企画部企画調整課、市民経済部産業振興課			
現状・問題点・必要性		茅ヶ崎のシンボルである海岸において、市営中海岸プールの再整備や、海の家についても海岸浸食による被害が発生しているなかで、守るべき海岸の自然環境を考慮するとともに、ふれあいを育む交流拠点としての整備に向けた市有地の活用が望まれています。								
実施内容		茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画における海水浴場周辺整備の中で、海岸市有地について周辺の地権者と一体となった土地利用により、自然環境と景観に配慮した新たな拠点づくりを行い、海水浴場周辺の活性化を図る。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成21年度		実施時期	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画に伴い周辺の地権者と一体となった土地利用を推進する事業を推進する。（20年度から引き続き）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	海岸市有地における施設整備（21年度修正。整備期間延長）		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	茅ヶ崎海岸グランドプランの推進		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B					最終評価	
実施状況	平成20年度		海岸の市有地活用による拠点整備については、現況やグランドプランでの位置づけを考慮し、様々な条件を項目として設けて、現在位置整備案とB地区市有地整備案とを比較検討しました。その結果、施設を複層化することで、集約的な施設整備が可能になり、グランドプラン計画対象地のなかでも中心的な部分に位置するB地区市有地整備案のほうが、にぎわいを創出するうえで望ましいと判断しました。（茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画 平成20年度報告書より抜粋）							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(20)

実施事項名	「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適切な維持管理の推進			担当課		企画部施設再編整備課				
現状・問題点・必要性	老朽化や安全性に課題のある公共施設に対し、「公共施設長寿命化指針」に基づいた整備方法等を検討するとともに、各公共施設に対する市民ニーズや財政状況等を十分考慮したうえで、施設の長寿命化を計画的に図る必要があります。									
実施内容	「公共施設長寿命化指針」に基づいた「中長期保全計画」を策定するとともに、建築基準法に基づいた法定定期点検を実施し、公共施設の適切な維持管理を行います。これにより、公共施設の安全性の維持、施設改修時の費用の平準化、さらに産業廃棄物の排出が抑制される等の効果が期待できます。									
重点目標	数値等			単位		定義				
	90			施設		公共建築物中長期保全計画を策定する施設の数				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	公共建築物中長期保全計画の策定（21年度修正）	平成22年3月まで	→	→	→	→			
	②	公共建築物中長期保全計画の推進（21年度修正）	平成22年度以降			→	→	→	→	
	③	部位調査・劣化診断の実施（21年度修正）	平成21年11月まで	→	→	→	→			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（施設）（計画を策定する施設の数）		27	31	32			累計	90
		年度ごとの実績値（施設）（平成21年度修正）		0					累計	
			取組に対する評価		B					最終評価
実施状況	平成20年度		中長期保全計画を策定するための基礎資料となる部位調査・劣化診断を行いデータの取りまとめを行いました。中長期保全計画につきましては、全対象施設の維持保全費を調整するため、施設調査が全て終了した段階で策定することとし、今後は、この計画に基づき各施設の適切な維持管理を行います。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(21)

実施事項名	使用料等の額及び減額免除の見直し			担当課		企画部行政管理課				
現状・問題点・必要性	使用料等の額については、人件費などの間接的な経費などを含めたコストの把握が不十分でした。また、減額免除も統一的な基準がないため、ばらつきがあります。このことを踏まえ、庁内にプロジェクトチームを設置し、公の施設のコストの試算を行うとともに、受益と負担に対する考え方や減額免除のあり方等について、検討を行っています。									
実施内容	プロジェクトチームによる検討を踏まえ、公の施設の使用料等の額及び減額免除のあり方に関する基本方針を策定するとともに、基本方針に基づく見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	平成22年4月		実施時期	公の施設の使用料の額及び減額免除の見直し時期						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	プロジェクトチームによる基本方針案の策定	策定期限 平成21年3月	→ →						
	②	施設管理コストの公表（21年度修正）			→ →	→ →				
	③	使用料等の額の見直しに向けた検討（21年度修正）					→ →	→ →	→	
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		プロジェクトチームによる検討会議を12回（使用料新設検討部会3回を含む）開催し、受益者負担の適正化に向けた検討を進め報告書を作成しました。今後は平成21年度、22年度で各施設のコスト情報を公表した後、使用料等の額の見直しに向けた具体的な検討を進めていくこととしました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－（22）

実施事項名		特別会計への繰出金、受益者負担の見直し			担当課		財務部財政課、保健福祉部 保険年金課、下水道部下水 道総務課			
現状・問題点・ 必要性		特別会計は、特定の財源を特定の経費に充てる独立採算制を基本としています。そのため、一般会計から各特別会計への繰出金については、受益者負担の考え方に基づいて適正化を図る必要があります。								
実施内容		各特別会計における収入と経費の精査、交付金の増収に向けた取組、必要に応じての料金の改定等のさまざまな手法により、一般会計から特別会計への繰出金の見直しを図ります。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		25,000		万円	国民健康保険における診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、5年間に減額される保険給付費総額。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	財政健全化の取り組み	国民健康保険事業、下水道事業の2会計	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	料金改定の検討	国民健康保険事業、下水道事業の2会計	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （一般会計繰出金が軽減される見込額）		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	累計	25,000
		実績効果額（万円）		10,131					累計	10,131
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （一般会計繰出金が軽減される見込額）		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	累計	25,000
		年度ごとの実績値（万円）		10,131					累計	10,131
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		21年度当初予算編成事務において、各特別会計の所管課からヒアリングを行い、繰出金の額を精査しました。国民健康保険事業については診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、計画以上の医療費の適正化を図ることができました。また、下水道事業については、工事の発注方法の見直し等による経費の節減や受益者負担金の徴収猶予取消を重点的に行い、建設事業に充当する特定財源を確保することにより、一般会計繰出金の縮減に努めました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

※担当課の_____ は、本実施事項の主管課となります。

重点事項 7－(23)

実施事項名	公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の推進				担当課		下水道部下水道総務課・下水道管理課			
現状・問題点・必要性	公共下水道への未接続家屋は、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を阻害するばかりでなく、下水道経営からも接続状況に対する適正化が求められています。									
実施内容	平成18年度及び平成19年度に実施した「未接続調査」の結果を基に下水道使用料の賦課をするとともに、浄化槽やくみ取り世帯等に対しては、水洗化への啓発を推進し、留守等で調査ができなかった世帯（約2,150世帯）に対しては、再度「未接続調査」を実施します。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	400			件	年間の未接続調査件数／年					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	接続状況確認実態調査	400件／年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	未接続世帯への周知啓発	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	賦課徴収（18及び19年度未接続調査分）	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （下水道使用料の増収見込額）		311	21	21	21	21	累計	395
		実績効果額（万円）		379					累計	379
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （調査件数）		400	400	400	400	400	累計	-
		年度ごとの実績値（件）		677					累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		調査対象世帯に対し定期的な戸別訪問を実施し、調査を行っています。また、未接続世帯に対しては、水洗化の啓発を行い接続世帯増加に努めています。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(24)

実施事項名	放置自転車移動保管料等有料化制度の導入の検討			担当課		防災安全部安全対策課				
現状・問題点・必要性	駅周辺の放置禁止区域から撤去され、放置自転車等保管場所へ移動保管された自転車等の引き取りは無料で返還しています。放置自転車の撤去・保管にかかる費用の一部を、放置した人に負担してもらうという原因者負担の考えとして、放置自転車移動保管料等有料化を検討する必要があります。 一方、放置自転車が発生する大きな要因として、駅周辺において慢性的な自転車駐車場不足があります。自転車駐車場整備を進めることが、放置自転車対策の優先課題であり、現在建設用地確保に向けて取り組んでいるところですが、放置自転車移動保管料等有料化制度導入時期については整備に併せる必要があります。									
実施内容	放置自転車対策の最優先課題の、駅南口周辺の自転車駐車場整備を推進し、整備の進行に併せ放置自転車移動保管料等有料化制度の導入の調査・検討を進めます。									
重点目標	数値等			単位		定義				
	平成23年度			実施時期		駅南口周辺の自転車駐車場を新設後、放置自転車の状況を検証し、制度導入を検討する。				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	駅南口周辺の自転車駐車場の整備	1箇所		→	→	→	→		
	②	自転車利用者の意識調査						→	→	
	③	有料化制度導入に向けた検討						→	→	→
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場の整備に向けて、必要な事務を進めました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(25)

実施事項名		ごみ減量化の推進方策の検討（ごみ処理の有料化等）			担当課		環境部ごみ対策課			
現状・問題点・必要性		日常生活に伴って排出されるごみ量は増加傾向にあります。発生抑制、再使用、再生利用を推進し一人一人の意識を変え資源循環型社会を構築する必要があります。発生抑制においてごみ処理の有料化は、各自のごみ減量に対する意識を高める効果が見込めるとともに、排出者相互の負担の公平性につながるため、今後検討する必要があります。								
実施内容		一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成24年度に焼却ごみの減量化の進捗状況を検証し、焼却ごみの減量化が促進されない場合には、ごみ減量化のひとつの手段として有料化の導入を検討します。なお、有料化の際の手法等については、平成22年度より検討を行います。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成24年度		実施時期	焼却ごみの減量化の進捗状況を検証します。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	焼却ごみの減量化の検証		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	有料化に関する情報の収集及び提供			→ →	→ →	→ →	→ →		
	③	有料化導入の検討				→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	
実施状況	平成20年度		平成20年度のごみの総排出量は、一般廃棄物処理基本計画における目標値に対して約4.4%下回り、市民一人1日当たり排出量では約4.5%下回り目標を達成しました。家庭系ごみについては三者協調型資源回収システムの開始等によるごみ質の変化、事業系ごみについては事業系ごみ処理手数料の改定等によるごみ搬入量の検証を行いました。今後も継続して排出量の検証を行います。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7ー(26)

実施事項名	施設敷地内の駐車場の有料化				担当課		環境部環境事業センター、教育委員会学務課			
現状・問題点・必要性	公共施設の敷地内において通勤用車両を駐車する場合の駐車料金の徴収は行っていません。									
実施内容	駐車スペースがある公共施設に駐車している者から適正な駐車料金を徴収します。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	平成22年度 （21年度修正）			実施 時期	有料化の実施時期（環境事業センター）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	検討会議の設置	平成20年5月まで	→						
	②	検討会議による研究・検討	開催回数4回	→ →	→ →					
	③	有料化の実施 （環境事業センター） （21年度修正）				→ →	→ →	→ →	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			C					最終評価	
実施状況	平成20年度		有料化に向けた研究、検討を行ったが結論を出せませんでした。（環境事業センター）敷地に隣接する河川の改修工事が予定されており、敷地内の駐車可能なスペースの半分程度が河川敷用地となる予定です。給食の配送車、給食物品の搬入車、施設修繕関係の車等大型車の出入りが多く、本計画における取組は実施ができない見込みです。（学務課）							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(27)

実施事項名	大型ごみ収集手数料の見直し			担当課		環境部環境事業センター				
現状・問題点・必要性	一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるごみのうち、50cmを超えるものを大型ごみとして一律500円の手数料を徴収して戸別に収集を行っています。この手数料は平成7年の有料化以来据え置かれており、燃料費等の諸経費の高騰や、特に大型のごみの処理について公平性や受益者負担の観点から平成19年度に手数料の見直しを行いました。									
実施内容	平成20年4月1日から「特定大型ごみ（辺の長さが1mを超え2m未満の指定する品目）」の区別を新設するとともに、その戸別収集手数料を1,000円に改定し、特に大型のごみの処理について、公平性の確保や受益者負担の適正化を図ります。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	2,350		万円	平成20年4月1日からの手数料改定により 年470万円増×5年＝2,350万円						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	大型ごみ戸別収集手数料の改定	平成20年4月から	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （手数料の見込額）		470	470	470	470	470	累計	2,350
		実績効果額（万円）		258						累計
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （手数料の見込額）		470	470	470	470	470	累計	2,350
		年度ごとの実績値（万円）		258						累計
	取組に対する評価			B						最終評価
実施状況	平成20年度	予定どおり手数料の見直しを行いました。目標値には至りませんでした。公平性の確保や受益者負担の適正化に一定の効果がありました。今後、値上げされた手数料への慣れにともない手数料、電話受付件数及び収集個数は穏やかに増加していくと思われます。								
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(28)

実施事項名	事業系ごみの一般廃棄物処理手数料の見直し		担当課	環境部環境事業センター					
現状・問題点・必要性	ごみ処理施設に直接搬入される事業系一般廃棄物の処理手数料について、近隣市との格差が生じ、他市からのごみが一部混入されています。このことから、平成19年度に事業系ごみの一般廃棄物処理手数料の額の見直しを行いました。								
実施内容	平成20年4月1日から事業系ごみの一般廃棄物処理手数料を10kgにつき150円から200円に改定し、事業系ごみの適正処理を推進します。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	16,500		万円	平成20年4月1日からの手数料改定により 年4,500万円増×5年＝22,500万円 (21年度から見直し年3,000万円とする)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	一般廃棄物処理手数料の改定	平成20年4月から	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②								
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （手数料の見込額）	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000	累計	16,500
		実績効果額（万円）	3,192						累計
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （手数料の見込額）	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000	累計	16,500
		年度ごとの実績値（万円）	3,192						累計
	取組に対する評価			B					最終評価
実施状況	平成20年度		手数料の改定を行いました。19年度と比べて搬入の件数は974件、重量は1,306,720Kg減少し、料金改定効果が現れましたが、目標とした収入増の達成に至りませんでした。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7－(29)

実施事項名	市立病院の健全経営の取組				担当課	市立病院経営推進課			
現状・問題点・必要性	市立病院は、引き続き地域医療連携を積極的に進めながら、急性期の患者さんを中心に質の高い医療を提供するとともに、公立病院として救急医療、周産期医療、小児医療等の体制を更に充実させる必要があります。また、国の示した「公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、病院事業の総合的な経営改革に取り組むこととなっています。								
実施内容	「公立病院改革ガイドライン」に沿った市立病院の改革プランを、既存の「茅ヶ崎市立病院経営計画」との整合を図りながら平成20年度中に策定し、経営面では、この改革プランに定める経営指標に係る数値目標について、毎年度、進捗管理を行っています。								
重点目標	数値等			単位	定義				
	101.7			%	市立病院改革プランの計画期間の最終年度である平成23年度の経常収支比率（経常収益÷経常費用×100）（平成21年度修正）				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	病院改革プランの策定	平成20年度中に策定	→ →					
	②	経営効率化	3年以内に経常黒字化		→ →	→ →	→ →		
	③	再編・ネットワーク化	改革ガイドラインでは概ね平成25年度までに実現を目指すこととなっている		→ →	→ →	→ →	→ →	→
	④	経営形態の見直し			→ →	→ →	→ →	→ →	→
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （20年度を基準とした純損益の改善額）	-	6,379	26,863	25,419		累計	58,661
		実績効果額（万円）	-					累計	
	目標の進捗管理	年度ごとの目標値（経常収支比率）	-	96.3%	99.1%	101.7%		累計	-
		年度ごとの実績値	-					累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価
実施状況	平成20年度		平成21年3月に病院改革プランを策定しました。これにともない重点目標を「プランの策定期間（目標値：平成20年度）」から修正しました。今後は改革プランに定める数値目標等について進捗管理を行い、経常黒字の達成をめざします。						
	平成21年度								
	平成22年度								
	平成23年度								
	平成24年度								

重点事項 7－(30)

実施事項名		補助金及び負担金の適正化		担当課		財務部財政課				
現状・問題点・必要性		補助金については、平成16年度に見直し基準を策定し、その内容に基づいて見直しを進めてきました。負担金については、負担率を見直したり、決算内容等を精査する必要のあるものがあります。								
実施内容		今後は、補助金の見直し基準に基づく取組をさらに進めるとともに、協働推進の観点等から補助の強化が望ましい場合は積極的に補助を行う等、市の施策展開に対応した補助金の適正化を図ります。 負担金については、内容の精査を行い、負担率や算出方法を見直します。								
重点目標		数値等		単位		定義				
		平成21年度		策定期間		新たな補助金見直し基準の策定期期 （基準の策定後に目標数値を定めます。）				
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	補助金の見直し基準に基づく見直しの推進			→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	新たな補助金の見直し基準の策定				→ →				
	③	全負担金の調査			→					
	④	関係課との協議・検討				→ →				
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-					累計
		実績効果額（万円）		-	-					累計
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-					累計
		年度ごとの実績値		-	-					累計
	取組に対する評価				B					
実施状況	平成20年度		21年度当初予算編成事務において、補助金や負担金の額について精査しました。また、新設の補助金について、必要性や適正額等について検討するために、政策調整会議及び政策会議にて審議することとしました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7－(31)

実施事項名	土地開発基金の廃止			担当課	財務部用地管財課					
現状・問題点・必要性	公用、公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地を先行取得するため、茅ヶ崎市土地開発基金を設置していますが、土地の先行取得の事例が減っており、設置についての必要性が薄れています。									
実施内容	新たな行政課題である公共施設整備・再編の財源確保を目的に土地開発基金を廃止します。									
重点目標	数値等			単位	定義					
	平成２０年度			実施時期	土地開発基金の廃止					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	土地開発基金の廃止		→ →						
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進捗管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A					最終評価	A
実施状況	平成２０年度		茅ヶ崎市土地開発基金条例及び茅ヶ崎市土地開発基金条例施行規則を廃止し、所要の手続きを行った上で、茅ヶ崎市土地開発基金の廃止を行いました。							
	平成２１年度									
	平成２２年度									
	平成２３年度									
	平成２４年度									

重点事項 7－(32)

実施事項名		特定目的基金の新設		担当課		企画部施設再編整備課・財務部財政課				
現状・問題点・必要性		現在、老朽化している公共施設や、耐震基準に満たない公共施設等において、今後、維持補修や耐震改修、あるいは建替が必要となることが想定されることから、将来における一般財源の確保を図ることが必要となっています。								
実施内容		将来における公共施設の改修、建替時等において、必要となる多額な一般財源を確保するため、特定目的基金を新設し、毎年度積み立てをすることにより、計画的な特定目的基金の充実を図ります。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成20年度		実施時期	特定目的基金の新設の時期					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	特定目的基金の新設の検討		→ →						
	②	特定目的基金の新設	平成20年度に新設	→						
	③	基金の積み立て(21年度追加)			→ →	→ →	→ →	→ →		
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進捗管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価				A					最終評価
実施状況	平成20年度		「公共施設整備・再編計画」を推進するため、20年12月に「公共施設等再編整備基金」を設置しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

重点事項 7 - (33)

<21年度追加>

実施事項名	市役所、市民文化会館、総合体育館の駐車場の有料化			担当課		企画部行政管理課・文化推進課、 財務部用地管財課 、防災安全部安全対策課、生涯学習部スポーツ課			
現状・問題点・必要性	市役所（収容台数280台）、文化会館（収容台数60台）、総合体育館（収容台数約70台）の3施設の駐車場は利用者が多く、満車状態になると周辺の道路が渋滞することがあります。								
実施内容	茅ヶ崎駅に近く、周辺の交通アクセスが比較的良好な3施設の駐車場を市営駐車場との整合を踏まえ、有料化することにより、駐車場利用の適正化を図るとともに、公共交通の利用を促進し、茅ヶ崎駅周辺の交通渋滞の解消を目指します。 今後、文化会館のリニューアルや市庁舎建設の方向性を見据えながら平成24年10月からの有料化に向けて準備を進め、徴収する料金を維持管理のための財源とすることをめざします。								
重点目標	数値		単位	定義					
	24		年度	有料化の実施					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	有料化実施のための実態調査			→ →	→ →			
	②	プロジェクトチームによる検討			→ →	→ →			
	③	有料化実施のための条例・規則の制定			→		→		
④	有料化の実施						→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （市庁舎隣接駐車場の収入見込額）		-	-	-	493	累計	493
		実績効果額（万円） （市庁舎隣接駐車場の収入見込額）		-	-	-		累計	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	493	累計	493
		年度ごとの実績値		-	-	-		累計	
	取組に対する評価							最終評価	
実施状況	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度								
	24年度								

※担当課の_____は、本実施事項の主管課となります。

8 行政評価システムの充実

重点事項 8－（１）

実施事項名		行政評価システムの充実			担当課		企画部企画調整課・行政管理課			
現状・問題点・必要性		事務の改善や目標管理、職員の意識改革、市民サービスの向上、説明責任の遂行等の実現のための有効な手段として、行政評価システムを充実させる必要があります。								
実施内容		事務事業評価として実施してきた業務棚卸評価をさらに充実させます。 総合計画に位置付けた事業について、事業の目標値（事前評価）・目標達成度（事後評価）を指標により測ることにより、施策の必要性・優先度の検討を行うとともに、事業の進行管理において改善点を発見し適切な対応を検討するため、政策、施策評価を実施します。 有識者による外部評価制度を導入します。								
重点目標		数値等		単位	定義					
		平成23年度		実施時期	施策・政策評価の本格実施時期					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	業務棚卸し評価の実施	全ての事務事業を対象	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	施策・政策評価の試行	現行の総合計画の施策・政策への指標設定		→ →	→ →				
	③	施策・政策評価の実施	新たな総合計画の政策・施策への指標設定				→ →	→ →		
④	外部評価制度の導入に向けた検討（21年度修正）	第三者機関による評価の実施に向けた検討	→	→ →	→ →					
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 （政策・施策評価の実施回数）		-	1	1	1	1	累計	4
		年度ごとの実績値 （政策・施策評価の実施回数）		-					累計	
	取組に対する評価				A					最終評価
実施状況	平成20年度		業務棚卸評価を実施し、平成19年度事務事業の評価結果を公表しました。 次期の総合計画の進ちょく管理を見据えながら、施策・政策評価の実施に向けた制度構築に着手しました。							
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									

(付属資料)

「第3次茅ヶ崎市行政改革大綱実施計画平成21年度追加事項(案)」について

パブリックコメントの実施結果

—ご協力ありがとうございました—

- 1 募集期間 平成21年5月13日(水)～平成21年6月10日(水)
 2 意見の件数 41件
 3 意見提出者数 11人
 4 内容別の意見件数

※	項目	件数
1-(8)	湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進	2件
1-(9)	安心まごころ収集の実施	1件
2-(6)	市のホームページにおけるCMSの導入	2件
2-(7)	市のホームページにおけるFAQの導入	2件
2-(8)	地理情報システム(GIS)による行政情報の管理・提供	1件
6-(9)		
4-(7)	協働の新たな枠組みづくり	1件
4-(8)	地域コミュニティとの協働	1件
4-(9)	民間企業との協働による情報誌等の作成	2件
4-(10)	協働による景観資源の保全・周知	2件
5-(6)	入札・契約の適正化の推進	2件
5-(7)	ごみ焼却処理施設の維持管理業務の見直し	2件
5-(8)	「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組	2件
5-(9)	ホストコンピュータの契約方法の見直し	1件
7-(33)	市役所、市民文化会館、総合体育館の駐車場の有料化	2件
	行政改革全般に対する意見	9件
	その他	4件
	パブリックコメントの実施方法に対する意見	1件
	賛否のみ	4件

※「第3次茅ヶ崎市行政改革大綱実施計画(案)」の重点事項の番号

 網掛けの部分は意見を受け一部修正を加える項目

市民の皆さんからいただいたご意見及び市の考え方についての詳細は、行政管理課、市政情報コーナーまたは市のホームページ(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>)の「市民参加・市民活動」をご覧ください。

■一部修正を加える項目の修正箇所

修正前	
重点事項 2-(7) 市のホームページにおけるFAQの導入の表中	
実施内容	FAQ※を整備することにより、市民が必要な情報を24時間どこでも調べることができるようにします。(本重点事項は「ちがさき情報化プラン」具体プロジェクトのひとつです。) ※Frequently Asked Questions、市に頻繁に寄せられた疑問・質問への回答集。
修正後	
重点事項 2-(7) 市のホームページにおけるFAQの導入の表中	
実施内容	FAQ※を整備することにより、市民が必要な情報を24時間どこでも調べることができるようにします。(本重点事項は「ちがさき情報化プラン」具体プロジェクトのひとつです。) ※Frequently Asked Questions、市に頻繁に寄せられた疑問・質問への回答集。多くの人が同じような質問をする と予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめホームページ上に用意しておくことを指します。

修正前	
重点事項 2-(8)・6-(9) 地理情報システム(GIS)による行政情報の管理・提供の表中	
実施内容	全庁型の共有インフラとしての全庁型地理情報システムを整備し、共有化した地図情報を提供します。システム導入後、庁外への提供が可能な情報は、市のホームページ等から積極的に発信します。また、地図データは、庁外への公開・利用を見込み、整備します。(本重点事項は「ちがさき情報化プラン」の情報化施策のひとつに位置付けられています。)
修正後	
重点事項 2-(8)・6-(9) 地理情報システム(GIS)による行政情報の管理・提供の表中	
実施内容	全庁型の共有インフラとしての全庁型地理情報システム※を整備し、共有化した地図情報を提供します。システム導入後、庁外への提供が可能な情報は、市のホームページ等から積極的に発信します。また、地図データは、庁外への公開・利用を見込み、整備します。(本重点事項は「ちがさき情報化プラン」の情報化施策のひとつに位置付けられています。) ※地理情報システム 地理的位置を手がかりに、位置に関するデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムを指します。Geographic Information System (GIS)と総称されています。

修正前							
重点事項 5-(8) 「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組の表中							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
推計効果額 (万円)		—	—	—	—	累計	—
修正後							
重点事項 5-(8) 「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組の表中							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
推計効果額 (万円)		660	—	306	2,800	累計	3,766

修正前	
重点事項5-(9) ホストコンピュータの契約方法の見直しの表中	
現状・問題点・必要性	平成20年度に策定した「ちがさき情報化プラン」に基づき、情報化システムのオープン化等を段階的に実施することに伴い、ホストコンピュータの契約方法の見直しを行います。
実施内容	ホストコンピュータの契約方法をレンタル方式から5年のリース契約に変更いたします。
修正後	
重点事項5-(9) ホストコンピュータの契約方法の見直しの表中	
現状・問題点・必要性	平成20年度に策定した「ちがさき情報化プラン」において、「情報システムに係るトータルコストの削減」、「体系的な情報システム管理の実現」及び「公平かつ透明性の高い調達の実現」に向けて情報システムの最適化方針を定めており、この中でホストコンピュータのオープン化等を段階的に実施していくこととしています。
実施内容	平成21年度以降ホストコンピュータのオープン化等を段階的に実施していく過程に入ることから、平成20年度までレンタル契約で利用をしていた現行のホストコンピュータを更新せず、さらに5年間の長期継続利用にも耐えうると判断しリース契約を行い、リース契約のメリットを活用した経費節減をめざします。

第3次茅ヶ崎市行政改革大綱実施計画（平成21年度版）

平成21年（2009年）8月発行 300部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課行政改革担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

メールアドレス gyouseikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp